稚内市中心市街地活性化基本計画

平成１７年２月

稚　　内　　市

～はじめに～

稚内市は、古くから日本最北の街として、また、沖合底引漁業を中心とした「水産の街」として発展してまいりました。

しかし、昭和５２年のソ連（現ロシア）の２００海里漁業専管水域設定以来、沖合底引船の減船並びにそれに伴う原魚不足により水産加工業が衰退の一途をたどり、人口減少を招く大きな要因となったことから、基幹産業の転換が望まれておりました。

このような中、平成 3 年に稚内マリンタウンプロジェクト計画が策定され、今後の国際化や交流拠点の拡大に対応した快適で健康的な生活を営むことができる「まち」を創ることを目標として、日本最北の美しい自然と沿岸の豊かな海の幸の魅力を活かしながら、また、利尻・礼文及びサハリンへの玄関口としての「観光の街」づくりを展開してまいりました。

一方、みなとに隣接する中心市街地（中央地区等）では、モータリゼーションの進展への対応の遅れや建物の老朽化による住環境の悪化、大型店舗の郊外進出等により、郊外への人口流失が続き、著しい衰退と空洞化が進行しております。

このような状況を踏まえ、平成 15 年度には「日ロ友好最先端都市」の形成を基本テーマに、市街地（マチ）と臨港地区（みなと）を一体として整備し、行政と市民の皆様とが共有すべき稚内市の市街地の将来像を策定するための「都市再生ビジョン」を公表したところであります。また、平成１４年１２月には「全国都市再生のための緊急措置（～稚内から石垣まで～）」において、稚内市のまちづくりの取組みが都市観光推進のためのモデル事業として採択され、全国的に注目されるところとなっております。

稚内市といたしましては、国と地方の税財政を見直す三位一体改革の中、厳しい財政状況下ですが、２１世紀に向けた稚内の街のあるべき姿の実現に向け、誠心誠意努力する所存であります。

最後に、中心市街地活性化基本計画の策定に当たり、数多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました委員の皆様を始め、市民の皆様に衷心よりお礼申し上げます。

平成１７年２月

稚内市長　横　　田　　耕　　一

目　次

１．稚内市の現況
　１－１　位置・地勢 ---------- 1
　１－２　市街地形成 ---------- 2
　１－３　人口及び世帯動向 ---------- 3
　１－４　産業 ---------- 5
　１－５　商業 ---------- 7
　１－６　観光 ---------- 13
　１－７　関連計画 ---------- 16

２．中心市街地の位置及び区域
　２－１　基本的な考え方 ---------- 18
　２－２　中心市街地の位置及び区域 ---------- 19

３．中心市街地の現況と課題
　３－１　地区人口 ---------- 20
　３－２　市街地整備の現況 ---------- 22
　３－３　商業環境等の現況 ---------- 30
　３－４　市民意識 ---------- 39
　３－５　中心市街地活性化法に基づく要件からみた妥当性 ---------- 44
　３－６　課題 ---------- 48

４．中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の
　　活性化の一体的推進に関する基本的な方針 ---------- 50

５．中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標
　５－１　一体的推進の目標 ---------- 51
　５－２　重点的な取り組み方針 ---------- 52

６．市街地の整備改善のための事業に関する事項
　６－１　市街地の整備改善のための事業方針 ---------- 54
　６－２　市街地の整備改善のための事業 ---------- 55

７．商業等の活性化のための事業に関する事項
　７－１　商業等の活性化のための事業方針 ---------- 65
　７－２　商業等の活性化のための事業 ---------- 67

８．事業の一体的推進のために必要な事項
　８－１　タウン・マネージメント機関の設定 ---------- 74
　８－２　実現に向けたステップ ---------- 77

■資料編
　稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱
　稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員名簿
　稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会活動状況

１．稚内市の現況

１－１　位置・地勢

稚内市は、わが国の最北端に位置し、東はオホーツク海、西は日本海に面し、北は宗谷海峡を挟んでサハリンに面している。また、南側は豊富町と猿払村に隣接している。

サハリンまでは直線距離で約 43km の位置にある。

地勢は、ほぼ南北に縦走する 2 本の丘陵性山地とこれらの中間に発達する低地帯からなり、市街地は後背に丘陵地を抱え、東西方向に約 10km と細長く形成されている。

図表1-1-1　稚内市の位置

位置：
東：東経　142 度 03 分 08 秒
西：東経　141 度 34 分 00 秒
南：北緯　45 度 10 分 05 秒
北：北緯　45 度 31 分 20 秒（日本最北端）

総面積：	760.80	km^2	
降水量：	947.5	mm	(H15)
平均気温：	6.8	℃	(H15)
最高／最低気温：	23.3/-13.0	℃	(H15)

資料：稚内市統計書　平成 15 年版

図表1-1-2　稚内市とサハリンの位置関係

・稚内～コルサコフ
所要時間：約 5 時間 30 分
距　　離：159 km

資料：稚内市ホームページ、東日本海フェリー㈱ホームページ

１－２　市街地形成

稚内の市街地は、明治 20 年代頃から現在の中央 5 丁目から宝来 5 丁目（概ねの位置は、P21 図表 3-1-2 参照）までの東西 150m、南北 2km の区域に、郵便局を始めとする公共公益施設や住居が建築され、市街地の形成が始まった。しかし、現在の中央商店街近辺までせまる海岸線のため､市街地の拡大はなかなか進まない状況であった。

明治末期から大正期にかけ海岸線の埋め立てを行い、現在の市街地の原形を造り上げたものの、現在でも港と後背の丘陵地に挟まれた南北に細長い市街地が形成されている。

市街地（マチ）と港（みなと）は距離的に近い関係にあるものの、鉄路に分断されており連携の弱い状況にある。

図表1-2-1　稚内の市街地形成過程

① 1898 年（明治 31 年）② 1923 年（大正 12 年）③ 1940 年（昭和 15 年）④ 1954 年（昭和 29 年）

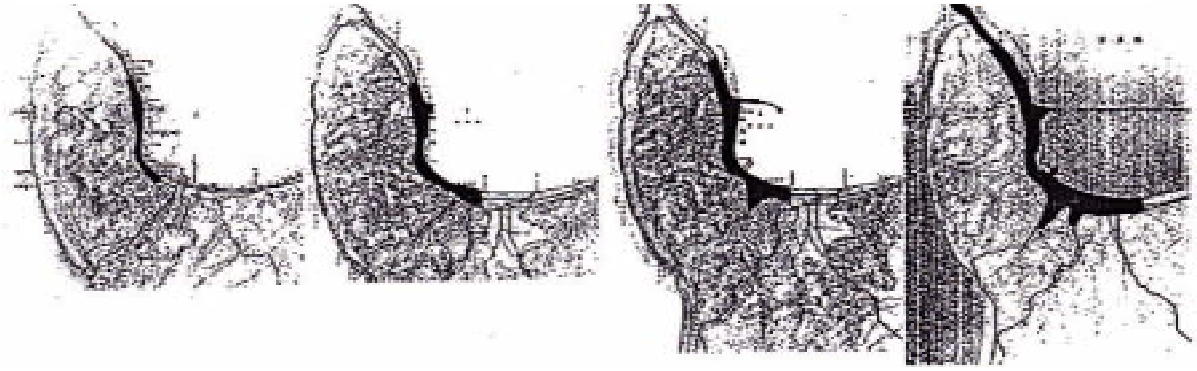

⑤ 1970 年(昭和 45 年)　⑥ 1978 年(昭和 53 年)　⑦ 1995 年(平成 7 年)

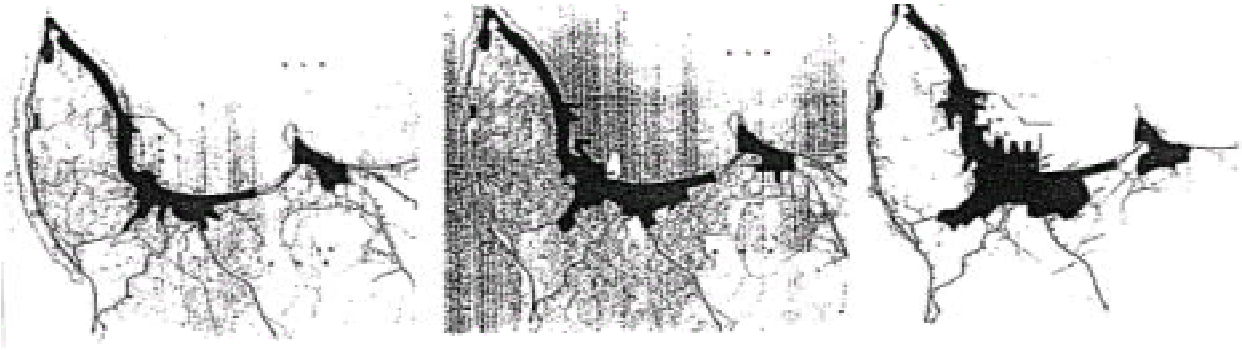

図表1-2-2 断面模式図

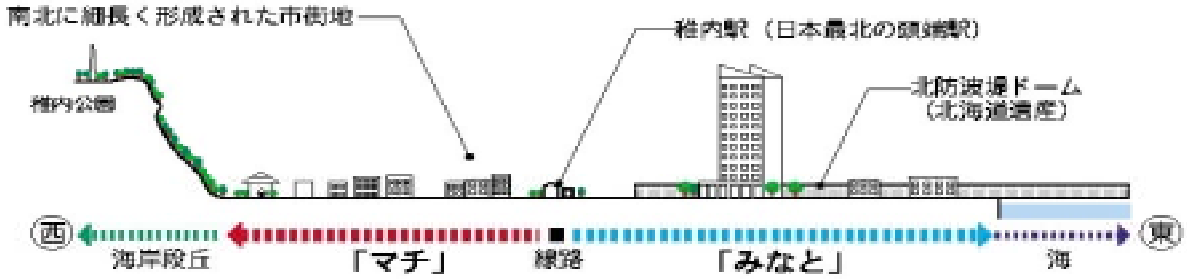

１－３　人口及び世帯動向

稚内市の人口は、現在は 4 万 2 千人（H16.3 月末現在）である。昭和 50 年度の 5 万 5 千人をピークに穏やかな減少を続け、現在は昭和 50 年度に比べ約 24 %の減少、また昭和 60 年度に比べ約 19 %の減少となっている。

その要因は、旧ソ連の 200 海里漁業専管水域*の設定による漁船の大幅な減船と、それに関する製造業、運輸業、通信業などの就業者、世帯の減少（社会動態の減少）に加え、少子化などの出生率低下による自然動態の減少である。

＊ 200 海里漁業専管水域：沿岸国が漁業資源保存などを理由に 200 海里にわたって水域を設定、外国船による漁業を規制すること。1977 年(昭和 52 年)以降、米国、旧ソ連など沿岸国の大半で設定された。

図表1-3-1　人口及び世帯数の推移　（単位：人、世帯）

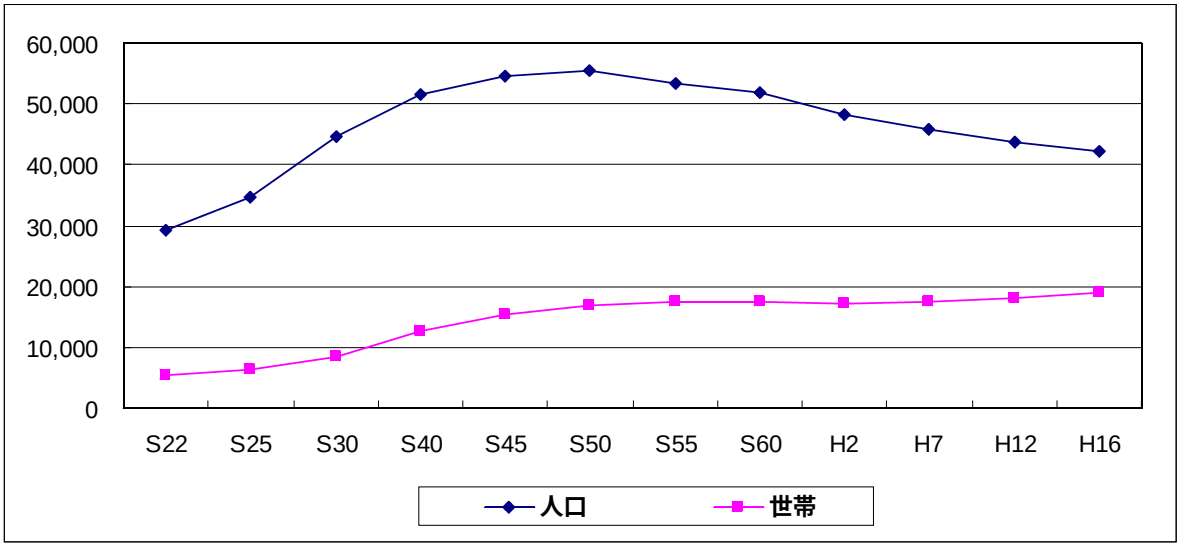

（単位：人、世帯、人／世帯）

区分＼年度	S22	S25	S30	S40	S45	S50	S55
a．人　口	29,275	34,529	44,751	51,539	54,493	55,464	53,471
b．世帯数	5,557	6,253	8,345	12,801	15,230	16,795	17,555
c．=a／b 世帯あたり人員	5.3	5.5	5.4	4.0	3.6	3.3	3.0

区分＼年度	S60	H2	H7	H12	H16	H16/S50	H16/S60
a．人　口	51,854	48,232	45,754	43,774	42,173	76.0%	81.3%
b．世帯数	17,450	17,202	17,638	17,964	18,891	112.5%	108.3%
c．=a／b 世帯あたり人員	3.0	2.8	2.6	2.4	2.2	66.7%	73.3%

※H16年は、H16.3現在住民基本台帳人口　　資料：国勢調査

また、年齢別人口の推移は以下のとおりである。

15 歳未満の人口比率は、昭和 60 年度の 22.6%から平成 12 年度には 14.3%に減少している。一方、65 歳以上の人口比率は、昭和 60 年度の 8.0%から平成 12 年度には 17.3%に増加し、5.8 人に 1 人が高齢者という状況になり、少子・高齢化が急速に進んでいる。

図表1-3-2　年齢別人口

（単位：人）

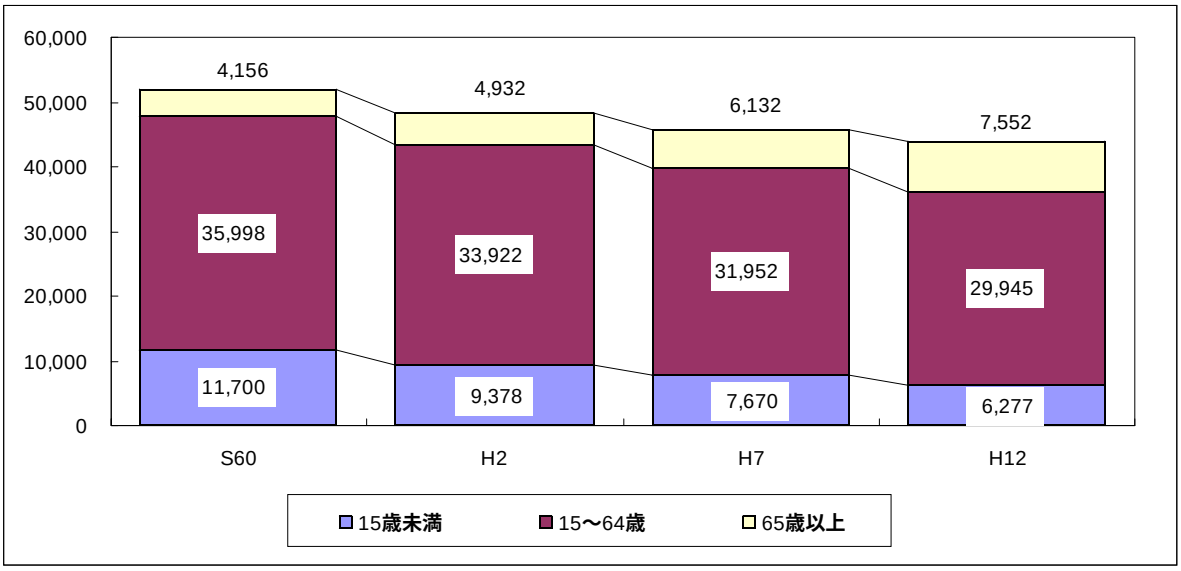

（単位：人）

人口 / 年齢	人口					人口比率			
	S60	H2	H7	H12	H12/S60	S60	H2	H7	H12
15 歳 未 満	11,700	9,378	7,670	6,277	0.54	22.6%	19.4%	16.8%	14.3%
15 ～ 64 歳	35,998	33,922	31,952	29,945	0.83	69.4%	70.3%	69.8%	68.4%
65 歳 以 上	4,156	4,932	6,132	7,552	1.82	8.0%	10.3%	13.4%	17.3%
合　　計	51,854	48,232	45,754	43,774	0.84	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査

１－４　産業

（１）産業別就業者人口の推移

稚内市の産業は、古くから漁業が基幹産業となって発展してきたが、平成 12 年度には第 3 次産業が全体の 65.4 %を占め、サービス業を中心とした産業構造に移行している状況にある。

第 1 次産業の就業者数は、旧ソ連の 200 海里漁業専管水域設定による漁業就業者の減少に、農業、林業就業者の減少が加わり、2,033 人（H12）と全体の 8.6 %を占めるに過ぎない。一方、第 2 次産業の就業者数は、6,108 人（H12）と全体の 26.0 %、第 3 次産業の就業者数は、15,363 人（H12）と全体の 65.4 %を占めている。

図表1-4-1　産業別就業人口の推移　（単位：人）

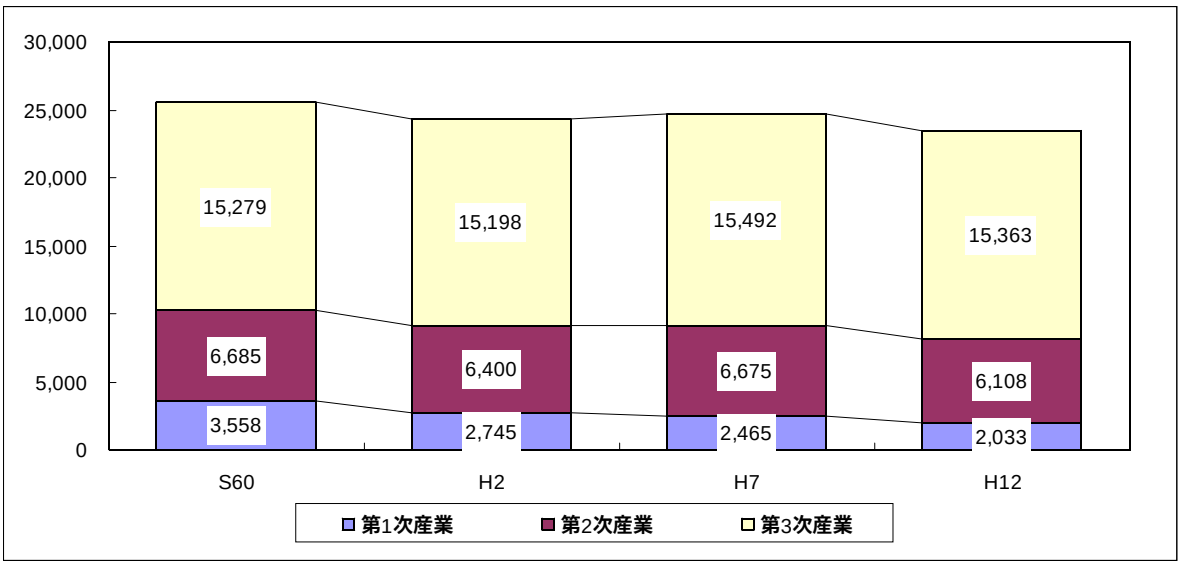

（単位：人）

人口 ＼ 産業	人口					人口比率			
	S60	H2	H7	H12	H12／S60	S60	H2	H7	H12
第1次産業	3,558	2,745	2,465	2,033	0.57	13.9%	11.3%	10.0%	8.6%
第2次産業	6,685	6,400	6,675	6,108	0.91	26.2%	26.3%	27.1%	26.0%
第3次産業	15,279	15,198	15,492	15,363	1.01	59.9%	62.4%	62.9%	65.4%
合　　計	25,522	24,343	24,632	23,504	0.92	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：国勢調査

（参考）稚内市の水産業

稚内市の水産業は、昭和 30 年代以降、漁船の大型化・近代化などにみられる造船技術の進歩や加工施設の整備充実、北洋海域を臨む地理的優位性により、全国でも有数の水産食糧基地としての役割を担うまでに発展し基幹産業として君臨してきた。

しかし、旧ソ連の 200 海里漁業専管水域設定により、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

図表1-4-2 水揚げ高（総数）の推移

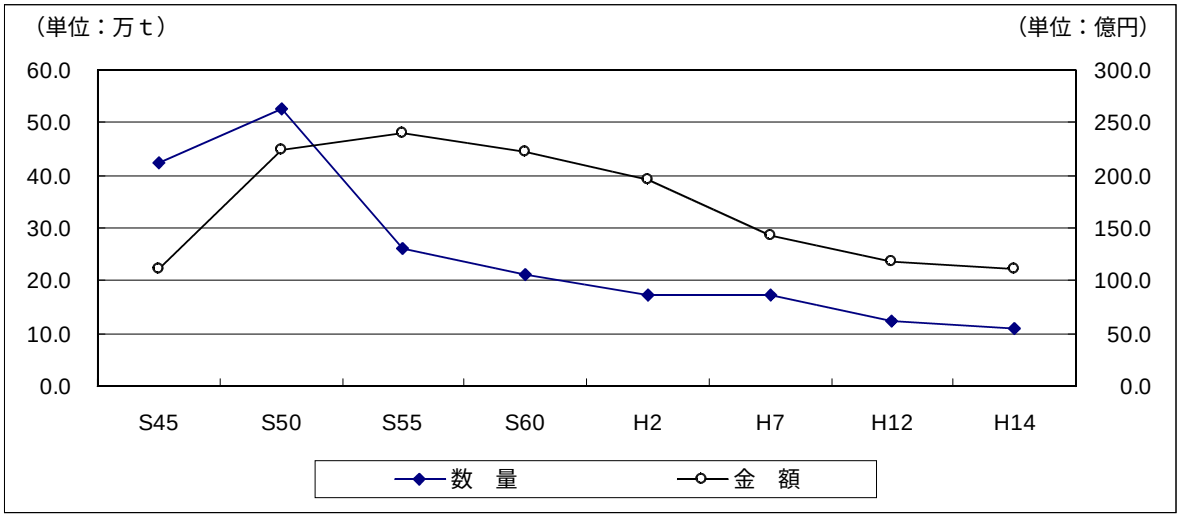

※旧ソ連の 200 海里漁業専管水域設定は昭和 52 年である。　　資料：稚内市統計書

（単位：万ｔ、億円）

区分＼年度	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H14
数　量	42.4	52.6	26.2	21.1	17.1	17.5	12.4	11.0
金　額	111.2	224.8	240.5	221.5	195.0	143.7	118.6	111.8

資料：稚内市統計書

昭和30年頃の港風景（第一副港）

１－５　商業

（１）商圏等

①　商圏

稚内市は、１市７町１村で構成する稚内商圏の母都市である。

稚内市民の約 8 割が地元で購買している。また周辺町村においても稚内市での購買率が高い状況にある。

図表1-5-1　稚内市の商圏

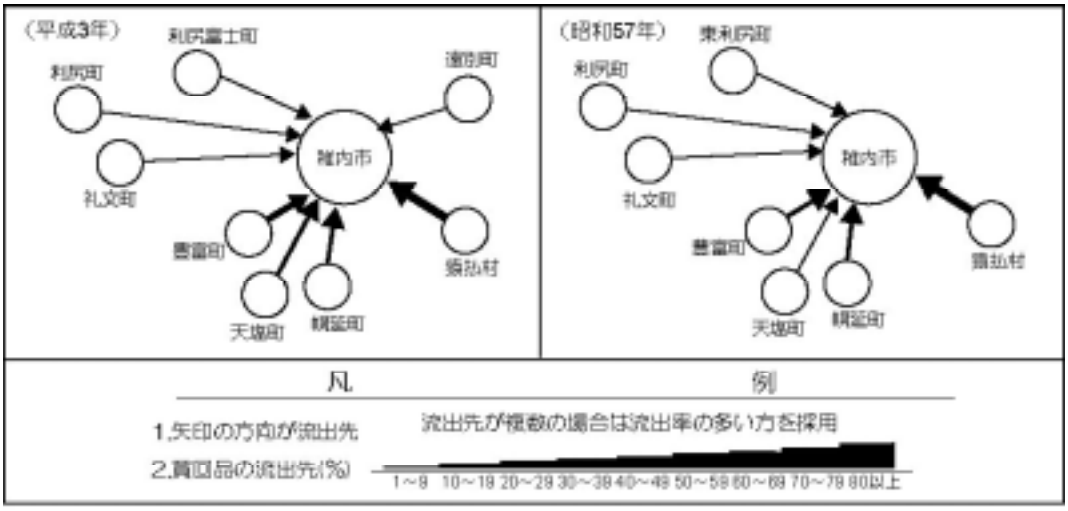

資料：北海道広域商圏動向調査報告書　北海道　平成4年3月

図表1-5-2　稚内市の商圏及び各市町村の稚内市での購買率

中小商圏	平成3年度		
	1　次 (56%以上)	2　次 (56未満～ 30%以上)	3　次 (30%未満～ 5%以上)
稚　内 (85,411人) １市7町１村	稚内市 81.2	猿払村 46.7	幌延町 27.5
		豊富町 38.0	天塩町 21.0
			礼文町 14.9
			利尻町 13.3
			利尻富士町 8.0
			遠別町 6.0

中小商圏	昭和57年度		
	1　次 (56%以上)	2　次 (56未満～ 30%以上)	3　次 (30%未満～ 5%以上)
稚　内 (91,932人) １市6町１村	稚内市 90.9	猿払村 47.0	豊富町 29.2
			幌延町 15.1
			礼文町 12.6
			天塩町 7.5
			利尻町 5.6
			東利尻町 5.3

資料：北海道広域商圏動向調査報告書　北海道　平成４年３月

※平成２年、利尻富士町は東利尻町から町名を変更。

※昭和 57 年度の利尻町・東利尻町及び平成 3 年度の利尻富士町・遠別町の購買率は商圏動向調査より算出したものである。

② 小売商業力

宗谷支庁管内 1 市 8 町 1 村の商業人口*及び販売充足率**より、稚内市の小売商業力をみると以下のとおりである。

中でも稚内市は、隣接する豊富町、猿払村において、商業力が流出傾向にある一方で、商業人口、販売充足率ともに高い値を示しており、周辺都市の母都市としての役割を担っていると推測される。

＊商業人口：当該市町村の年間販売額／北海道民１人当たり年間販売額。商業人口と行政人口の比較により、その都市における小売商業力の状況をみることができる。

＊＊販売充足率（%）：（当該市町村の全道における年間販売額構成比／当該市町村の全道における行政人口構成比）× 100。100 を基準値として、100 より高ければその都市の人口に比べて販売額が多く（流入都市）、低ければ少なく（流出都市）、商店の質的な状況を把握する数値として見ることができる。

図表1-5-3　宗谷支庁管内における商業人口、販売充足率の状況

市町村名称	a.行政* 人口 (H14)	b.商業 人口 (H14)	c=b/a	d.販売充足率（%）				
				H3	H6	H9	H14	H14-H3
稚　内　市	43,367	54,450	1.26	100.7	110.5	110.5	125.6	24.9
猿　払　村	3,015	1,528	0.51	54.8	56.7	52.5	50.7	-4.1
浜頓別町	4,817	5,314	1.10	87.1	90.3	97.6	110.3	23.2
中頓別町	2,513	1,043	0.42	55.7	63.2	84.2	41.5	-14.2
枝　幸　町	8,063	8,457	1.05	91.0	100.6	93.4	104.9	13.9
歌　登　町	2,555	1,206	0.47	56.1	58.3	65.0	47.2	-8.9
豊　富　町	5,194	3,405	0.66	63.8	63.6	55.9	65.6	1.8
礼　文　町	3,658	3,155	0.86	74.5	65.4	74.1	85.7	11.2
利　尻　町	3,008	2,995	1.00	48.4	48.4	71.2	99.6	51.2
利尻富士町	3,328	4,409	1.32	79.1	67.5	73.2	132.5	53.4

資料：'02 版データでみる北海道の小売業　平成 15 年度　北海道商工会連合会

＊行政人口：平成 14 年 3 月末住民基本台帳

（2）卸売・小売業の概要

稚内市の商業は、稚内駅を中心とした中央地区*と南地区**（P21 図表 3-1-2 参照）に発達している。

平成 14 年度では、店舗数が 632 店、店舗面積が 54,274 ㎡、販売額が 181,908 百万円、及び従業者数が 4,417 人となっている。

平成 9 年度から平成 11 年度にかけての店舗数、店舗面積、従業者数は、ロードサイド店、コンビニエンスストアの立地等により増加しているが、販売額については減少しており、バブル景気等の後退によるものと推測される。

また、平成 11 年度から平成 14 年度にかけては、全ての項目において減少しており、引き続きの景気低迷と他商業圏への購買力の流出が要因ではないかと推測される。

＊中央地区：中央 1 ～ 5 丁目

＊＊南地区：港、大黒、末広、緑、栄、潮見

図表1-5-4　稚内市の卸売・小売業の状況

区分＼年度	H9	H11	H14	H14／H9	H14／H11
店　舗　数 (店)	708	711	632	89.3%	88.9%
店 舗 面 積 (㎡)	51,282	55,432	54,274	105.8%	97.9%
販　売　額 (百万円)	201,611	189,890	181,908	90.2%	95.8%
従 業 者 数 (人)	4,305	4,861	4,417	102.6%	90.9%

※本表は卸売・小売業の合計値である。　　資料：商業統計調査

卸売・小売業別の店舗数、店舗面積、販売額、従業者数は以下のとおりである。

店舗数については、平成 14 年度で卸売が 149 店、小売業が 483 店となっており、平成 9 年度との比較では、卸売、小売業ともに減少している。

店舗面積については、平成 14 年度で小売業が 54,274 ㎡となっており、平成 9 年度との比較では増加し、逆に平成 11 年度との比較では減少している。

販売額については、平成 14 年度で卸売が 118,899 百万円、小売業が 63,009 百万円となっており、平成 9 年度との比較では、卸売、小売業ともに減少している。

従業者数については、平成 14 年度で卸売が 1,103 人、小売業が 3,314 人となっており、平成 9 年度との比較では、卸売は減少しているが、小売業は増加している。

平成 9 年度から平成 14 年度までの稚内市の小売業の状況は、大型店舗の立地等（P12 図表 1-5-11 参照）により店舗面積及び従業者数で増加しているが、店舗数と年間販売額の減少が続いており、商業は衰退していると推測される。

図表1-5-5　店舗数

（単位：店）

区分＼年度	H9	H11	H14	H14/H9	H14/H11
卸　売	159	168	149	93.7%	88.7%
小売業	549	543	483	88.0%	89.0%
合　計	708	711	632	89.3%	88.9%

資料：商業統計調査

図表1-5-6　店舗面積

（単位：m^2）

区分＼年度	H9	H11	H14	H14/H9	H14/H11
卸　売	－	－	－	－	－
小売業	51,282	55,432	54,274	105.8%	97.9%
合　計	51,282	55,432	54,274	105.8%	97.9%

資料：商業統計調査

図表1-5-7　販売額

（単位：百万円）

区分＼年度	H9	H11	H14	H14/H9	H14/H11
卸　売	128,883	123,123	118,899	92.3%	96.6%
小売業	72,728	66,767	63,009	86.6%	94.4%
合　計	201,611	189,890	181,908	90.2%	95.8%

資料：商業統計調査

図表1-5-8　従業者数

（単位：人）

区分＼年度	H9	H11	H14	H14/H9	H14/H11
卸　売	1,224	1,280	1,103	90.1%	86.2%
小売業	3,081	3,581	3,314	107.6%	92.5%
合　計	4,305	4,861	4,417	102.6%	90.9%

資料：商業統計調査

（３）小売業の業種構成別店舗数、販売額

稚内市の小売業の業種構成別に店舗数、販売額をみると以下のとおりである。

平成 14 年度において店舗数の 33.8%、販売額の 33.4%を飲食料品小売業が占めている。

また、過去 6 年間の伸び（H14/H9）をみると店舗数は 0.88、販売額は 0.87 といずれも減少している。

図表1-5-9　稚内市の小売業の業種構成別店舗数　（単位：店）

区分＼年度	H9		H11		H14		H14/H9
	件数	%	件数	%	件数	%	
小売業合計	549	(100.0)	543	(100.0)	483	(100.0)	0.88
各種商品小売業	2	(0.4)	3	(0.6)	2	(0.4)	1.00
織物・衣服・身の回り小売業	70	(12.7)	74	(13.6)	63	(13.0)	0.90
飲食料品小売業	195	(35.5)	174	(32.0)	163	(33.8)	0.84
自動車・自転車小売業	30	(5.5)	37	(6.8)	25	(5.2)	0.83
家具・じゅう器・機械器具小売業	57	(10.4)	59	(10.9)	53	(11.0)	0.93
その他の小売業	195	(35.5)	196	(36.1)	177	(36.6)	0.91

資料：商業統計調査

図表1-5-10　稚内市の小売業の業種構成別販売額　（単位：百万円）

区分＼年度	H9		H11		H14		H14/H9
	金額	%	金額	%	金額	%	
小売業合計	72,728	(100.0)	66,768	(100.0)	63,009	(100.0)	0.87
各種商品小売業	x	(x)	6,831	(10.2)	x	(x)	－
織物・衣服・身の回り小売業	x	(x)	4,163	(6.2)	x	(x)	－
飲食料品小売業	20,012	(27.5)	20,522	(30.7)	21,075	(33.4)	1.05
自動車・自転車小売業	10,726	(14.7)	9,186	(13.8)	6,855	(10.9)	0.64
家具・じゅう器・機械器具小売業	4,878	(6.7)	5,940	(8.9)	3,533	(5.6)	0.72
その他の小売業	25,053	(34.4)	20,126	(30.2)	22,044	(35.0)	0.84

資料：商業統計調査

（4）大型店

稚内市では第 1 種 1 店、第 2 種 12 店（旧法による区分）*があり、最も規模の大きな店舗は、南稚内地区にあるスーパーマーケット西條稚内店（第一種小売店舗 8,722m² ）である。また、中央地区内には食品館あいざわを始めとして、2 種 5 店が立地している。（H16.9.1 現在）

＊大規模小売店舗立地法は、平成 12 年 6 月に改正され、1000 ㎡を超える大型店を対象とし新設に関する届出等を定めている。

図表1-5-11　主要小売店舗の概要（旧法による区分）

店舗の名称		住　　所	店舗面積(㎡)	開設年次
第一種	㈱西條稚内店	大黒 4-7-1	8,722	H 02.08.23
第二種	①㈱西條稚内駅前店	中央 2-11-22	1,221	S 50.03.19
	②㈱長谷川商店	中央 3-8-25	765	S 54.04.11
	③ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ ユアーズ	富岡 2-1-21	1,196	S 61.07.24
	④ﾎｰﾑｾﾝﾀｰ サニータウン	中央 5-3-10	938	H 03.02.01
	⑤ララプラザ	潮見 1-11-2	1,375	H 04.04.01
	⑥ベストホーム稚内店	潮見 4-4-38	900	H 05.03.02
	⑦夢広場直売店	開運町 2-1-5	667	H 07.02.23
	⑧アルファセレクション	中央 4-3-5	733	H 08.02.01
	⑨食品館あいざわ	中央 3-5-18	930	H 08.06.25
	⑩洋服の青山 稚内店	潮見 2-6	805	H 11.09.18
	⑪バザール	朝日 5-11	863	H 11.11.12
	⑫サニータウン はまなす店	はまなす 3-8	2,991	H 12.05.01

資料：稚内市調査

図表1-5-12　大型店の位置

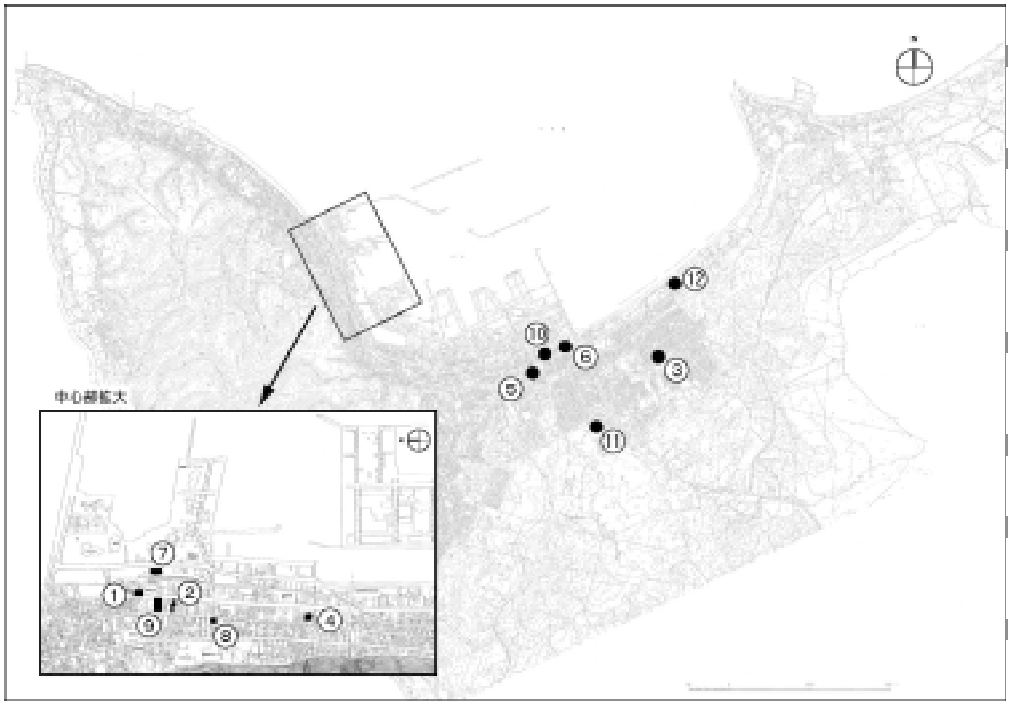

１－６　観光

（１）広域的な観光状況からみた稚内市の位置づけ

宗谷地域の観光入込状況、観光資源、観光客の状況からみた稚内市の位置づけは以下のとおりである。

①　観光入込状況

1 宗谷地域の観光入込客数

宗谷地域の観光入込客数は平成 15 年度において約 289 万人、うち稚内市への入込客数は約 79 万人と全体の 27.2 %を担う宗谷地域の観光拠点である。

図表1-6-1　宗谷地域の観光入込状況　（単位：千人）

区分＼年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	
稚　内　市	**955.5**	**1,022.0**	**995.8**	**779.4**	**787.0**	**815.5**	**780.9**	**814.6**	**818.0**	**785.6**	**27.2%**
猿　払　村	197.8	224.1	239.8	253.7	264.7	278.0	245.9	284.3	317.0	321.7	11.1%
浜 頓 別 町	340.8	338.3	309.3	262.3	268.7	262.9	254.6	254.3	273.1	250.0	8.6%
中 頓 別 町	－	－	－	104.8	141.8	113.6	109.1	95.2	107.1	91.8	3.2%
枝　幸　町	241.9	241.4	232.4	220.8	223.6	226.1	229.3	223.3	222.3	224.0	7.7%
歌　登　町	－	－	－	115.2	76.8	83.2	84.6	85.0	94.0	79.6	2.8%
豊　富　町	518.3	548.0	544.7	348.5	329.8	328.4	322.8	330.9	318.9	302.8	10.5%
礼　文　町	571.0	605.9	646.0	264.9	255.2	279.4	276.0	305.1	308.4	294.3	10.1%
利　尻　町	268.2	319.6	366.4	222.6	221.8	241.3	241.8	266.5	266.8	270.5	9.4%
利尻富士町	530.4	577.3	622.2	224.7	226.6	241.7	241.8	266.5	266.8	270.5	9.4%
計	3,623.9	3,876.6	3,956.6	2,796.9	2,796.0	2,870.1	2,786.8	2,925.7	2,992.4	2,890.8	100.0%

資料：北海道観光入込客数調査報告書

（単位：千人）

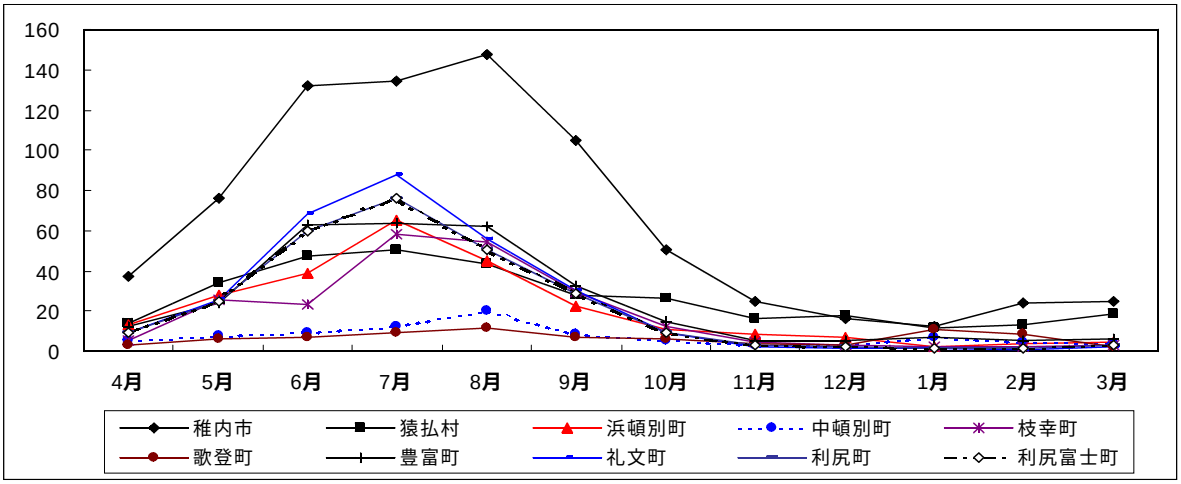

資料：北海道観光入込客数調査報告書

2 稚内市の観光入込客数

稚内市の観光入込客数は、平成 10 年度の 78 万 7 千人、平成 15 年度の 78 万 5 千 6 百人と伸び率で 1.00 となっている。

また、宿泊客の比率を見ても平成 10 年度の 50.2%に対し、平成 15 年度では 50.5%となっており、ここ数年大きな増減はみられない状況である。

季節別観光入込客数の状況については、7 月から 9 月までで 49.2 %を占めており、夏季の観光に大きく偏っている。

図表1-6-2　観光入込客数の推移

(単位：千人、%)

区分＼年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H15／H10
観光入込客数	787.0	815.5	780.9	814.6	818.0	785.6	1.00
対前年度比	ー	1.04	0.96	1.04	1.00	0.96	

資料：北海道観光入込客数調査報告書

図表1-6-3　日帰り・宿泊別観光入込客数

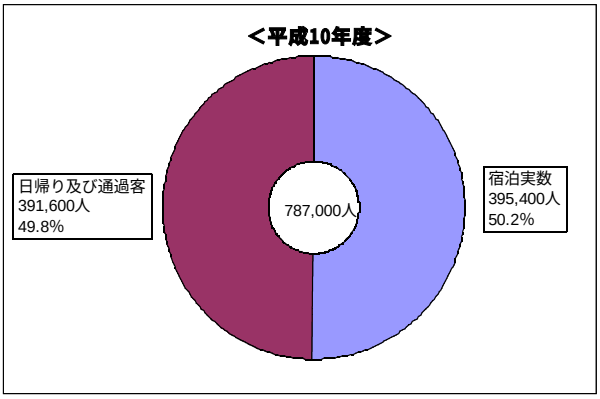

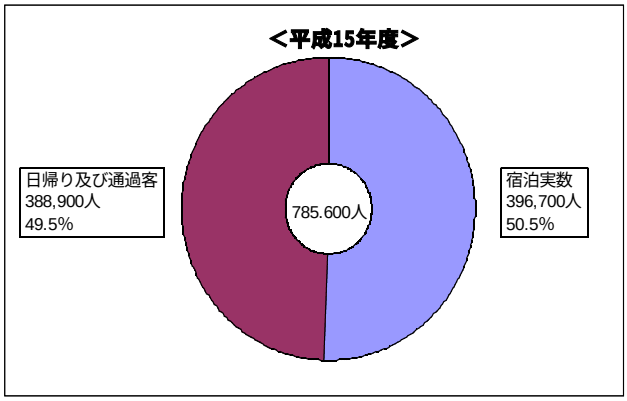

資料：北海道観光入込客数調査報告書

図表1-6-4　季節別観光入込客数（平成15年度）

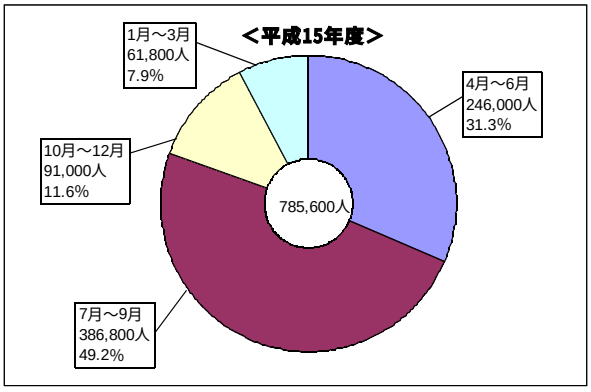

資料：北海道観光入込客数調査報告書

（2）観光資源の状況

稚内市は、利尻・礼文サロベツ国立公園を擁し、年間約 79 万人もの観光客で賑わう観光都市である。

稚内市の主な観光資源は「日本最北端の地」を始め、利尻岳を望む「稚内西海岸」、北海道遺産指定の「北防波堤ドーム」「宗谷丘陵」の他、「稚内公園」「ノシャップ岬」「メグマ沼」など、市内及び周囲に優れた景観、観光資源を有している。

また、1 年中豊富な海の幸に恵まれており、カニ、ウニ、ホタテ、コンブ等の新鮮な海産物は最大の魅力になっている。

さらに、ロシアとの国境の街という特色を活かしたイベント等を通じ、サハリン文化にふれることができるなど、国際交流都市としての魅力を持っている。

こうした観光資源は、各種メディアを介して稚内の魅力として全国に発信している。

代表的な観光資源

日本最北端の地

北防波堤ドーム

西海岸

宗谷丘陵

１－７　関連計画

（１）第3次稚内市総合計画（平成11年3月策定）

平成 20 年までを計画期間とした総合計画において、稚内市の将来都市像を「快適で心やすらぐ国際港湾都市」とし、安心して心豊かに暮らせる社会の形成、環境問題に配慮した都市基盤の整備、地域を支える産業の創造、サハリン州との経済交流の拡大を 4 つの目指すべき姿としている。

また、構想を進める手だてとして、市民の参加、民間活力の導入、行財政の効率的運営を定めている。

（２）都市計画マスタープラン（平成14年3月策定）

平成 32 年までを期間とする稚内市都市計画マスタープランは、基本理念を「快適で心やすらぐ国際港湾都市」とし、施策の基本目標を

1.「最北のまち」ならではの特性を活かす
2. 安全快適に「住む・暮らす」まちづくり
3. 活力あふれる「働く・学ぶ」まちづくり
4. あたたかいもてなしのある「遊ぶ・憩う」まちづくり
5. 市民の暮らしを支える基盤施設の充実
6. みんなで育てるよりよいまちづくり　と定めている。

そのなかで稚内駅、稚内港、中央商店街等の集積する中央地区（稚内駅周辺地区）では、稚内の発祥の地ならではの特性を活かし、海の賑わいが感じられる、観光客、地域の人で賑わう中心市街地づくりを目指すとしている。

また、南稚内駅周辺地区は、広域的な商業業務が集まる市民の生活拠点（広域商業業務拠点）と定め、幼児、高齢者など、全ての人にやさしいまちづくりを目指すとしている。

図表1-7-1　都市計画マスタープランにおける中心市街地の位置付け

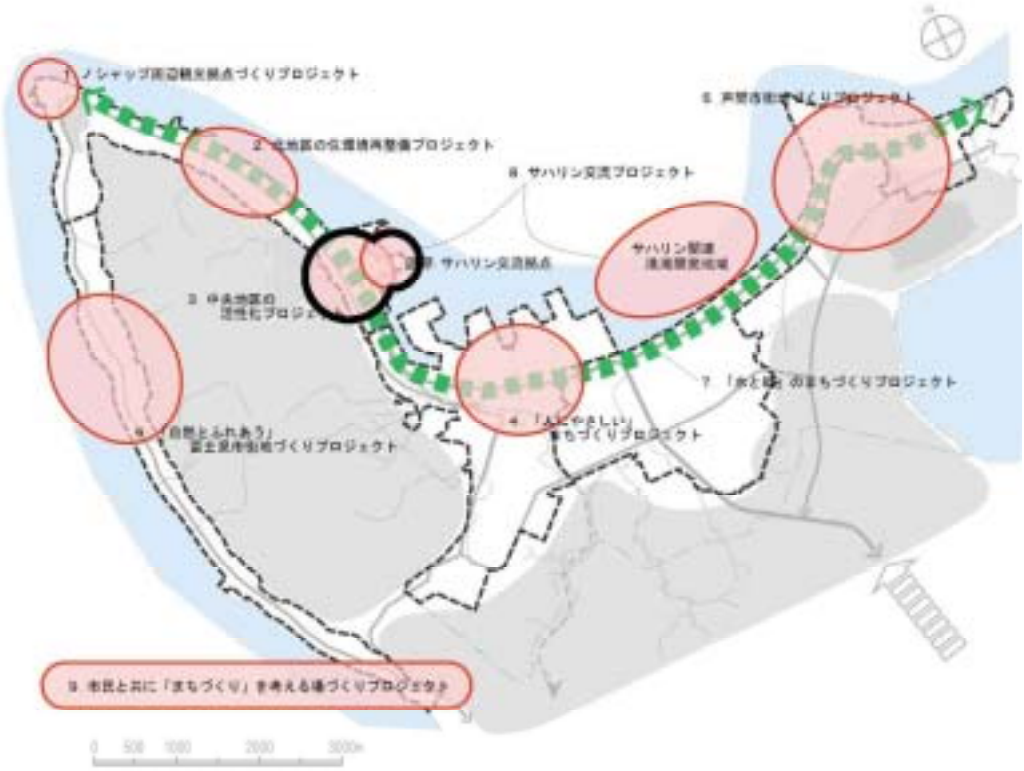

資料：稚内市都市計画マスタープラン

図表1-7-2　都市計画マスタープランにおける中央地区の活性化プロジェクト

資料：稚内市都市計画マスタープラン

２．　中心市街地の位置及び区域

２－１　基本的な考え方

稚内駅を中心とする中央地区は、市民から「マチ」として親しみを持って呼ばれ、宗谷経済・文化の拠点として発展した地区である。

このような歴史的背景の中、中央地区は、現在も離島への乗換拠点、漁業基地、行政、文化、医療サービス施設が集積する宗谷経済の中心的な役割を担う地区である。

また、稚内市は、古くは国際国防上における北方の要衝として重視され、戦後は豊かな水産資源を背景に水産業を基幹産業とした北洋漁業の基地であり、近年では観光業を中心とした産業構造へと転換が進んでいるが、「みなと」が「マチ」の顔として重要な位置を占めている。

しかし、近年の市街地の拡大と中心部の人口減少、郊外幹線道路沿道における大規模店舗の立地、商店街の衰退などの相対的空洞化の進展により、中央地区では都市機能の低下が進行し、「マチ」としての求心力を失いつつある。

稚内市が今後とも宗谷地域の拠点都市として発展を続けるためには、これまでのような人口増加と経済の拡大を前提とした政策から、成熟社会に向けて都市の活力を維持向上することが必要であり、中央地区の持つ「海と丘陵に挟まれた細長い狭隘な地形」という短所を「コンパクトな地形」という長所に置き換え、利尻・礼文やサハリンの玄関口という位置づけを始め、交通の結節点として強化するなど、「マチ」と「みなと」がともに発展するよう活性化を図ることが重要である。

これらのことを踏まえ中心市街地の位置及び区域を設定する。

２－２　中心市街地の位置及び区域

（１）稚内市の中心市街地の位置

下図のとおりとする。

図表2-2-1　中心市街地の位置

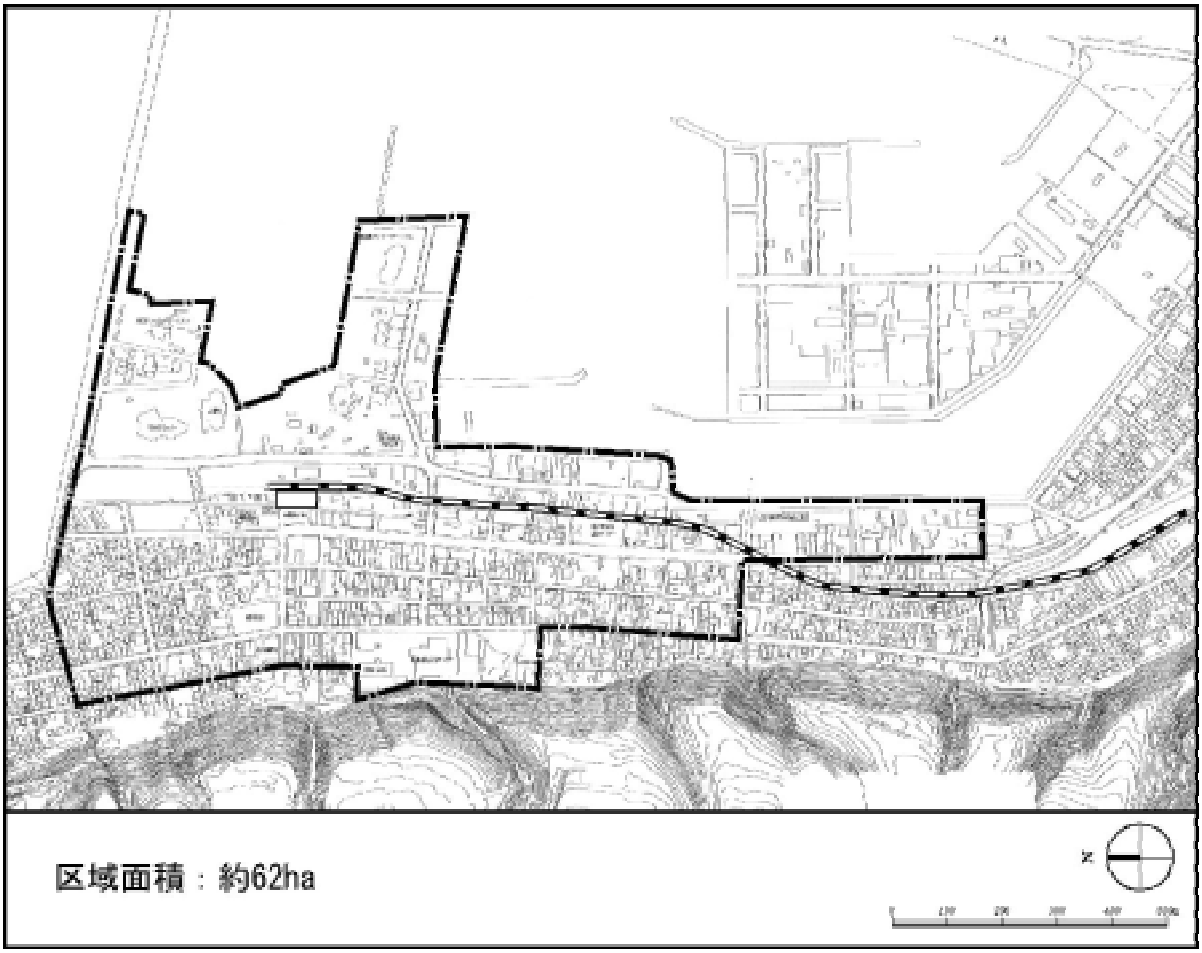

（２）稚内市の中心市街地の区域

北防波堤ドームから港２丁目（第１副港地区）までの臨港地区、中央１丁目から５丁目までの地区*と、港１丁目から２丁目までの国道 40 号線から臨港側（みなと側）の地区とする。

＊中央１丁目から中央５丁目までの地区：中央１丁目から３丁目にかけては、山下通から丘陵側の地区を、中央４丁目から５丁目にかけては、道道抜海線から丘陵側の地区を除く。ただし、市役所・文化センター・市役所分庁舎・市立稚内病院の敷地は含めるものとする。

３．中心市街地の現況と課題

３－１　地区人口

中心市街地の人口特性を中央地区と他地区とで比較すると以下のとおりである。

昭和 60 年度から平成 14 年度にかけて、末広、こまどり、緑地区など、市街地南側の住宅地で人口が増加している。一方、中心市街地の中核をなす中央地区では、約 4 割（1,453）の人口減少となっている。

また、同地区の高齢者人口比率は 27.2%にも及んでおり、稚内市全域での高齢者人口比率の 17.5%に比べ、極めて高い状況である。

図表3-1-1　地区別人口の状況　（単位：人）

区分＼年度	S60	H2	H7	H12	H14	H14／S60
ノシャップ	891	836	725	656	477	53.5%
恵　比　須	3,708	3,210	2,810	2,564	2,705	73.0%
宝　　来	4,338	3,636	3,031	2,631	2,613	60.2%
中　　央	**3,480**	**2,811**	**2,365**	**2,088**	**2,027**	**58.2%**
港	4,158	3,551	3,194	2,742	2,659	63.9%
末　　広	1,524	1,845	1,897	1,800	1,728	113.4%
大　　黒	3,137	2,487	2,089	1,862	1,812	57.8%
こ ま ど り	1,748	1,832	2,090	2,082	2,081	119.1%
緑	5,957	6,003	6,079	6,153	6,405	107.5%
潮　　見	2,881	2,393	2,151	1,860	1,892	65.7%
栄	2,712	2,385	2,817	3,374	3,054	112.6%
萩　　見	3,475	3,766	3,777	3,735	3,640	104.7%
朝　　日	392	386	566	866	839	214.0%
新　光　町				38	178	－
は ま な す	1,521	1,316	1,120	1,003	979	64.4%
富　　岡	4,440	5,006	4,754	4,441	4,449	100.2%
開　運　町	73	202	192	174	169	231.5%
若　葉　台	34	72	173	385	392	1,152.9%
計	44,469	41,737	39,830	38,454	38,099	85.7%

資料：稚内市調査

図表3-1-2　地区別人口、高齢者人口比率の比較

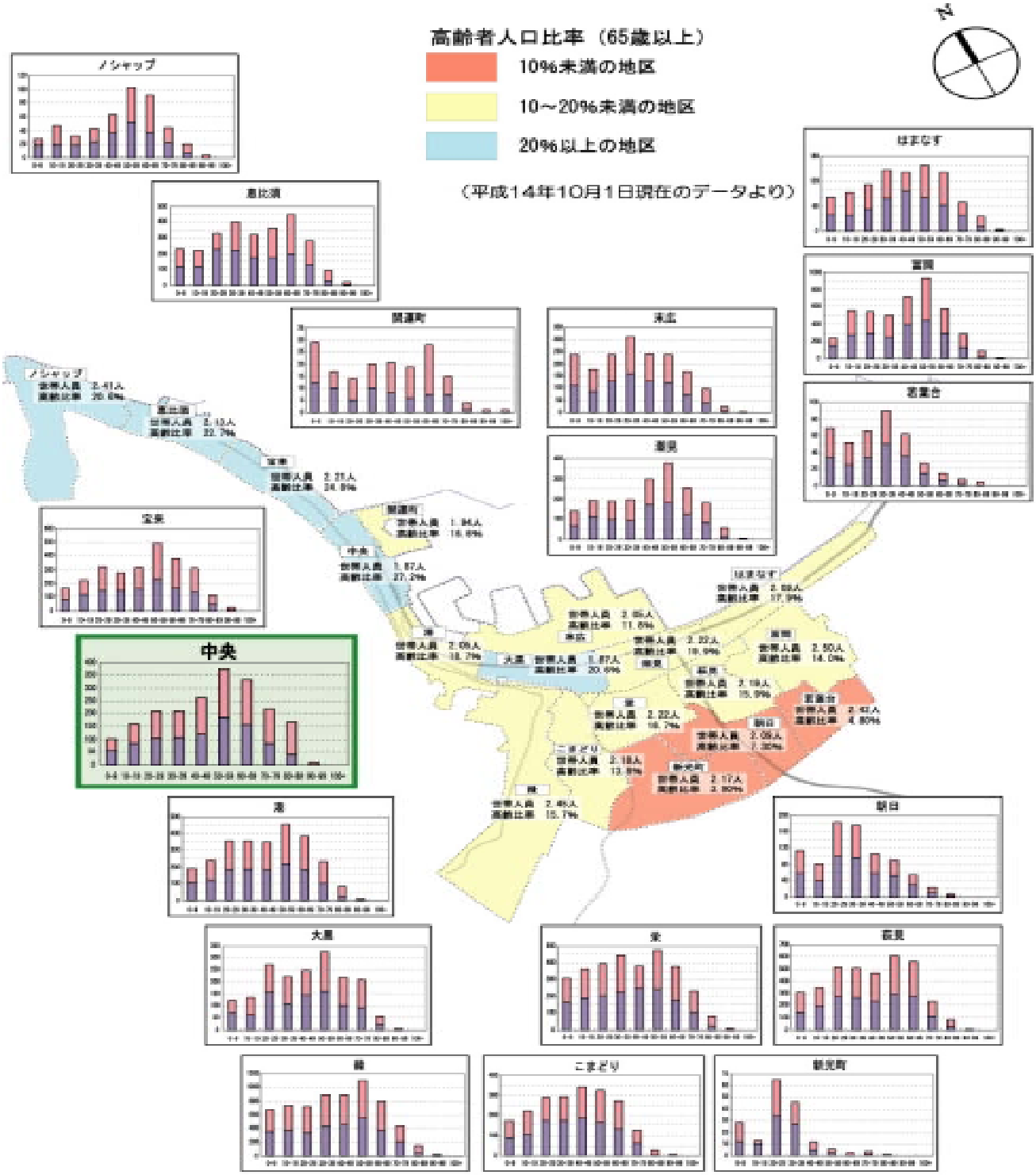

	年少人口（0～15歳未満）		生産人口（15～65歳未満）		高齢者人口（65歳以上）		人口合計	世帯数	世帯人員
	人数	割合	人数	割合	人数	割合			
稚内市	5, 094	13. 4%	26, 340	69. 1%	6, 665	17. 5%	38, 099	17, 289	2. 20

資料：稚内市調査

３－２　市街地整備の現況

（１）土地利用

稚内市は、都市計画区域（非線引き）を指定しており、都市計画（用途地域）による土地利用誘導を行っている。

宗谷本線をはさみ、東側（みなと側）は臨港地区となっており、港湾法による土地利用規制が行われ、西側の市街地については駅舎を中心に商業地域が決定され、幹線道路沿道は近隣商業地域となっており、その後背地に住居系用途地域が決定されている。

図表3-2-1　都市計画図（用途地域図）

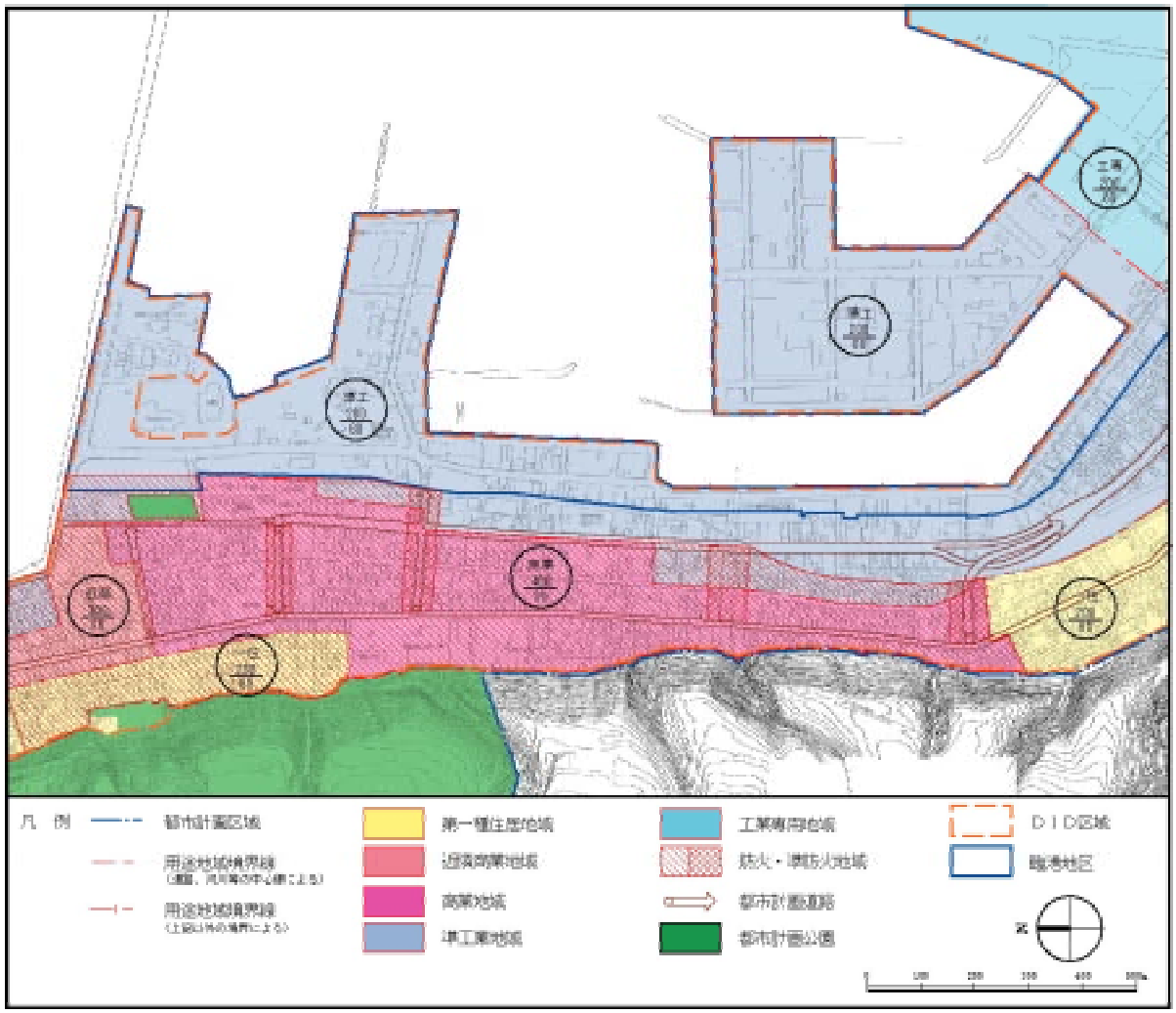

（平成 15 年 7 月現在）

（2）建物利用

中心市街地の建物用途別現況は以下のとおりである。

業務・商業施設は稚内駅西側の市街地に分布しており、商業施設は店舗併用住宅が多い。

住宅は、市街地の北側と南側に、稚内駅周辺の商店街を取り囲む形で分布している。

軽工業施設は、臨港地区の南側に分布しており、その大部分が水産加工場である。

図表3-2-2　建物用途別現況

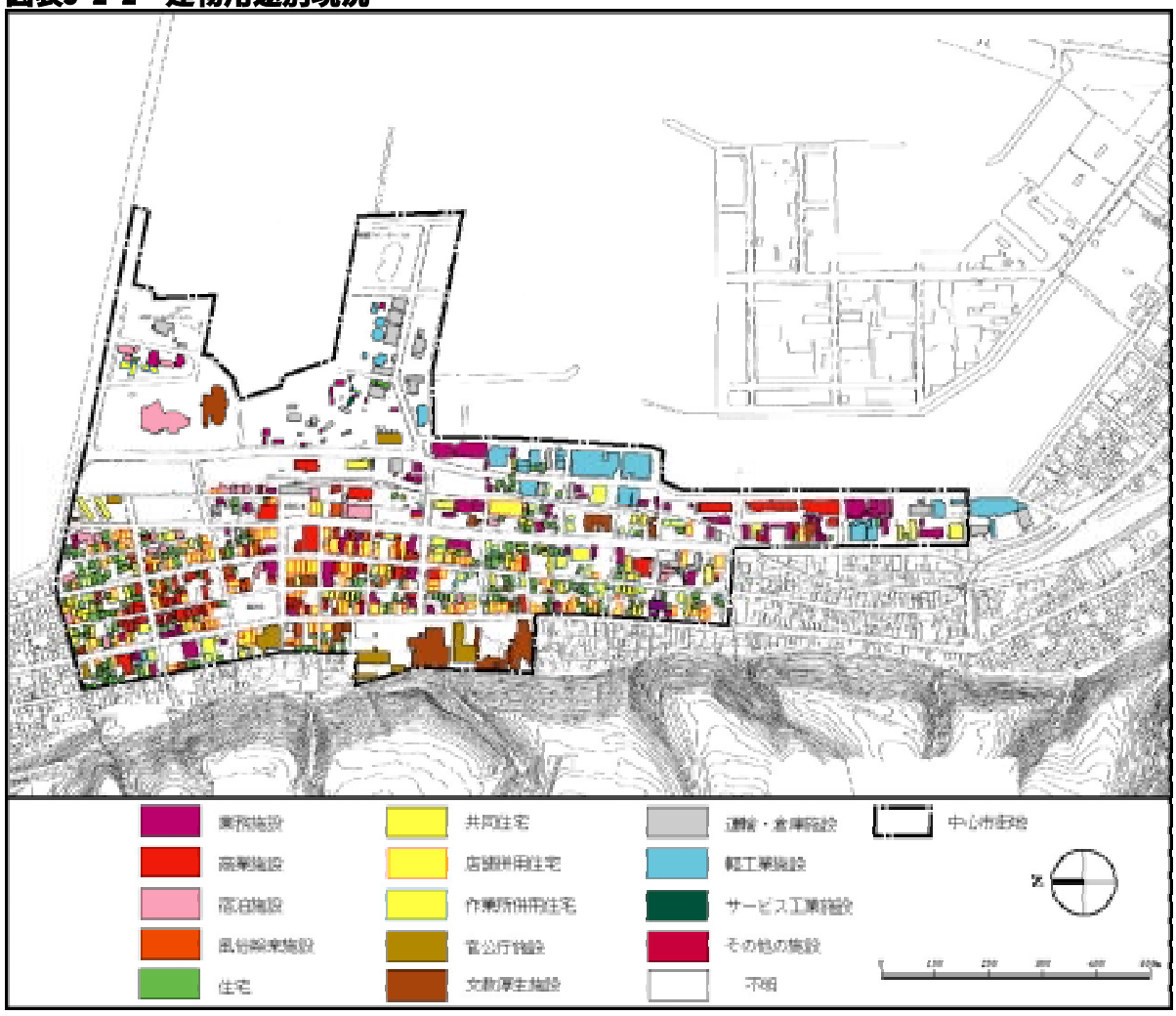

資料：平成 10 年　都市計画基礎調査

（３）基盤施設整備

①　道路

道路網の状況は以下のとおりである。

国道 40 号、主要道道などを基本とする格子状の道路網を形成している。

図表3-2-3　都市計画図（都市計画道路）

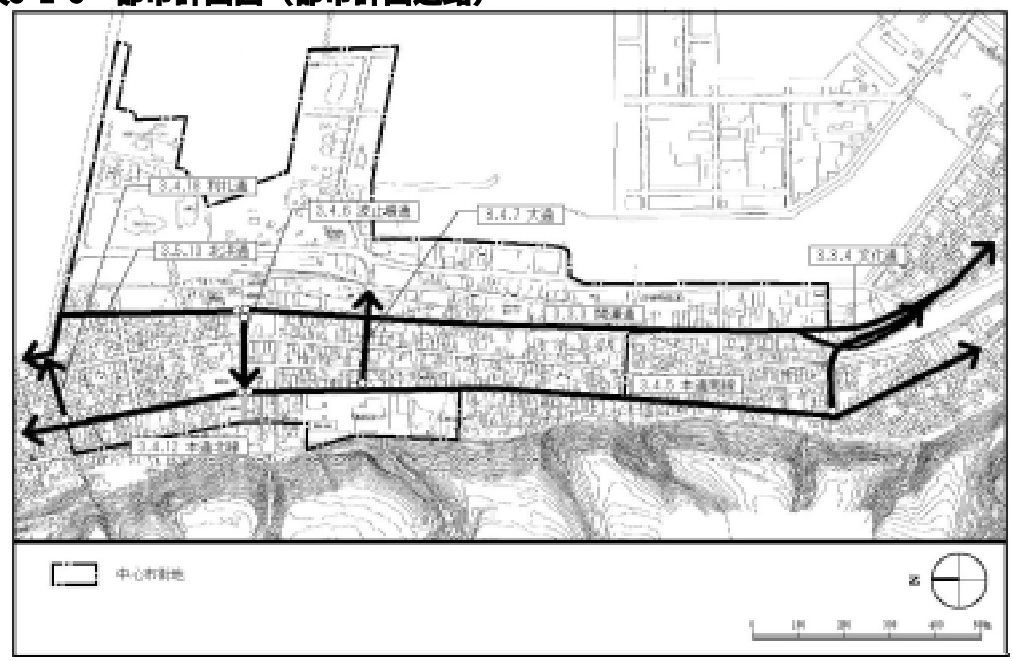

図表3-2-4　国道、道道等の状況

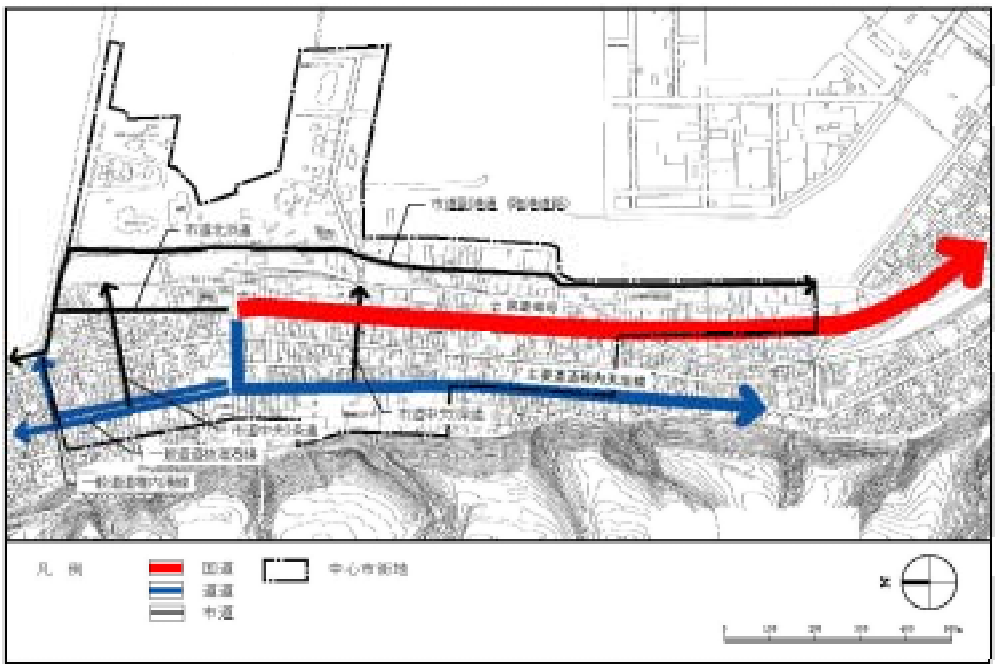

② 鉄道・バス・フェリー

1 鉄道

宗谷本線の始発（終着）駅として稚内駅があり、公共交通機関としての役割を担っている。

乗降客数は、平成 12 年度の特急運行とともに増加したが翌年度には減少に転じ、平成 15 年度では 346 人／日となっている。

図表3-2-5　稚内駅乗降客数の推移　（単位：人）

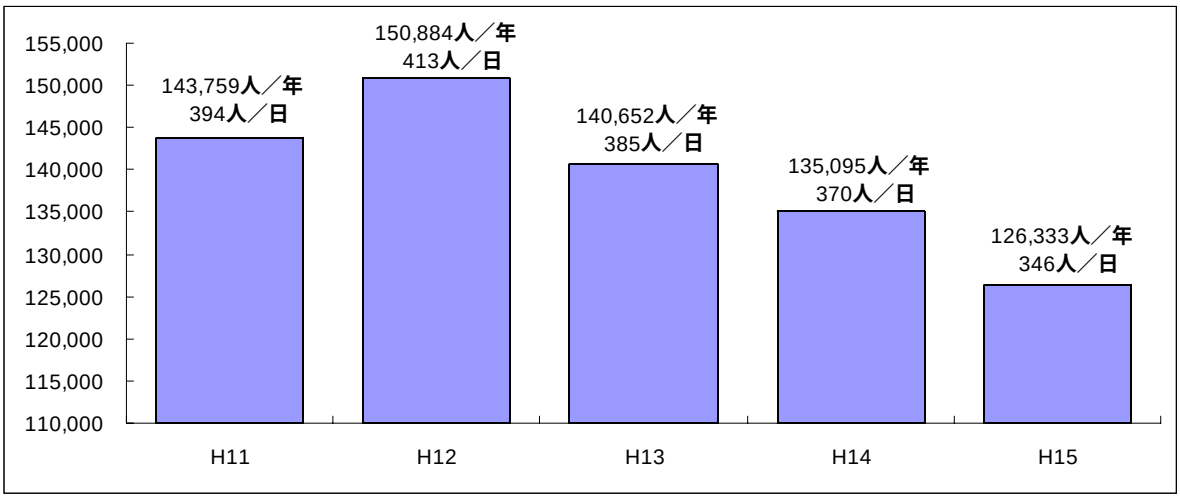

資料：稚内駅　（年度は 4 月～ 3 月まで）

図表3-2-6　稚内駅の位置

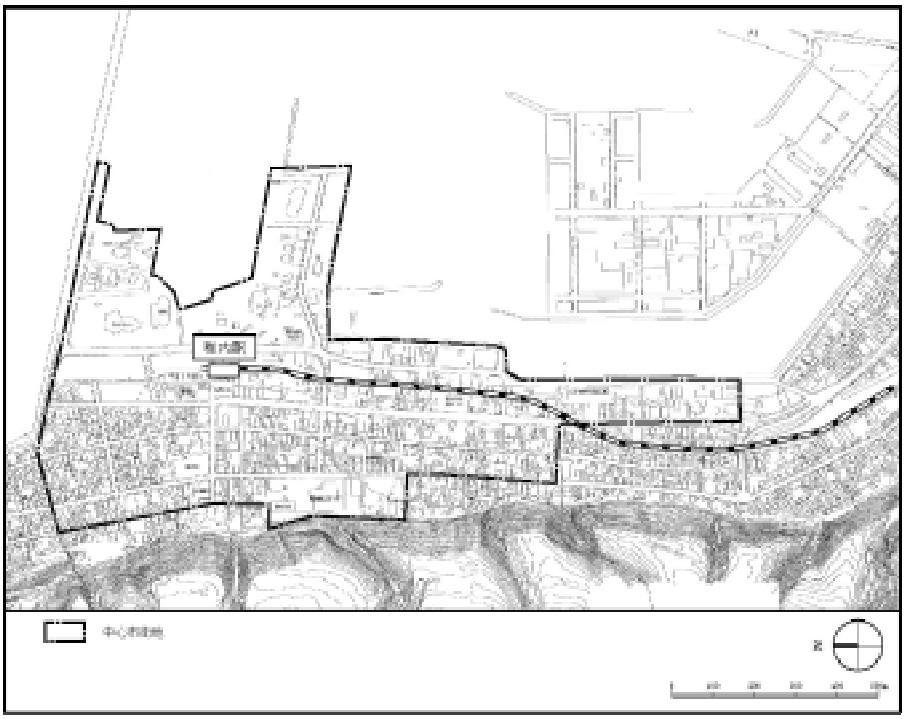

2 バス

稚内駅付近に宗谷バス（株）の稚内駅前バスターミナルがあり、市民の公共交通機関としての役割を担っている。

利用者数は平成 10 年が約 225 万人、平成 14 年が約 177 万人と 4 年間で約 21 %減少している。

図表3-2-7　バス利用人員の推移　（単位：人）

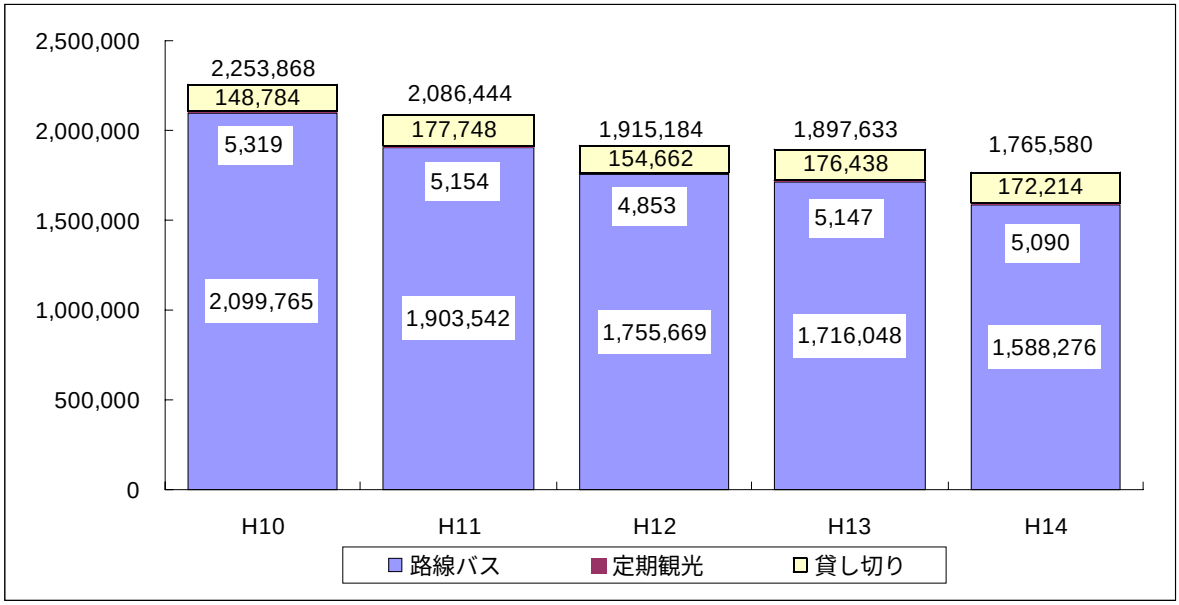

資料：稚内市統計書　平成 15 年版

図表3-2-8　バスルート図

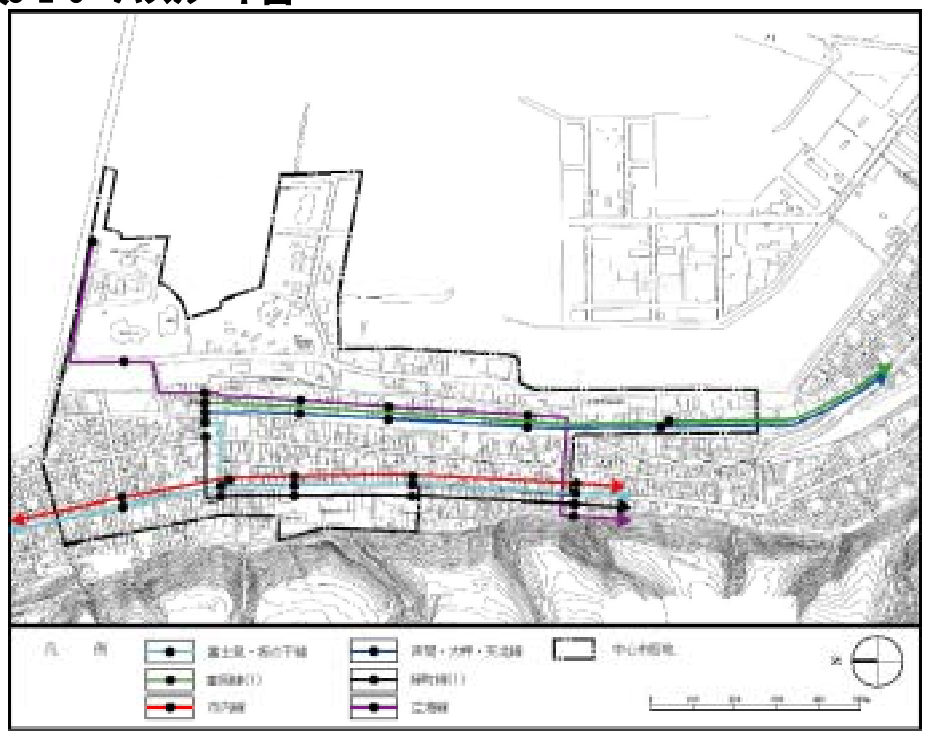

3 フェリー

利尻・礼文への国内フェリーターミナルが北ふ頭に、稚内とサハリン・コルサコフを結ぶ国際旅客フェリーターミナルが中央ふ頭にあり、生活と観光を支えている。

稚内港における外国人と日本人入出国数の推移では、外国人では平成 11 年の 930 人から平成 15 年の 2,265 人と 4 年間で約 2.4 倍、日本人では 2,120 人から 2,924 人へと約 1.4 倍に増加しており、海外との交流が活発化してきている。

図表3-2-9　稚内港外国人・日本人入（帰）出国数の推移　（単位：人）

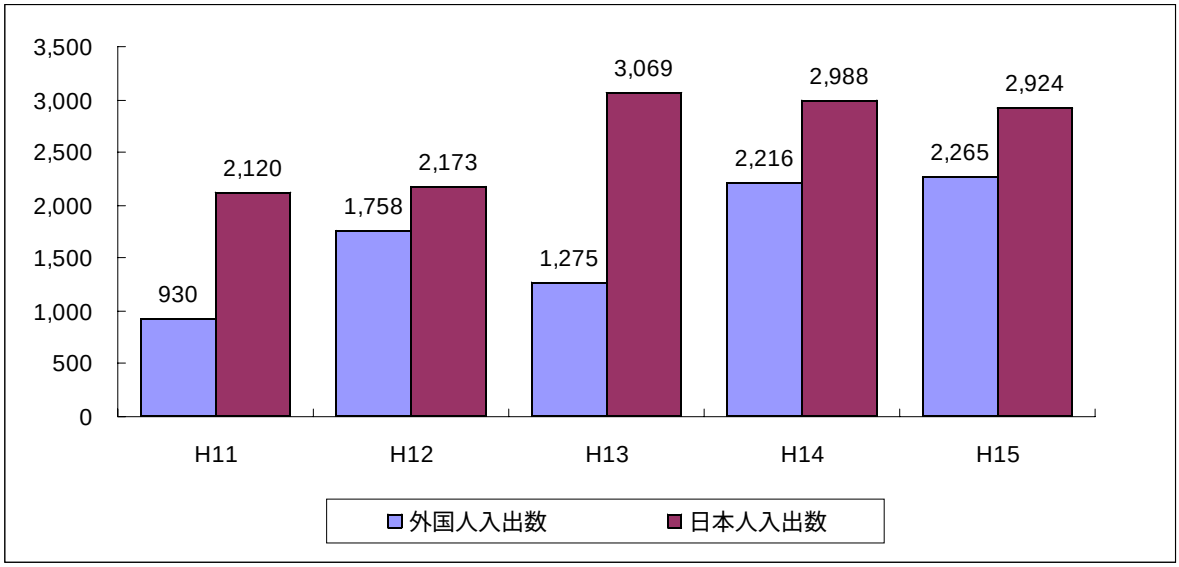

資料：稚内市統計書　平成 15 年版

図表3-2-10　国内フェリーターミナル・国際旅客フェリーターミナルの位置

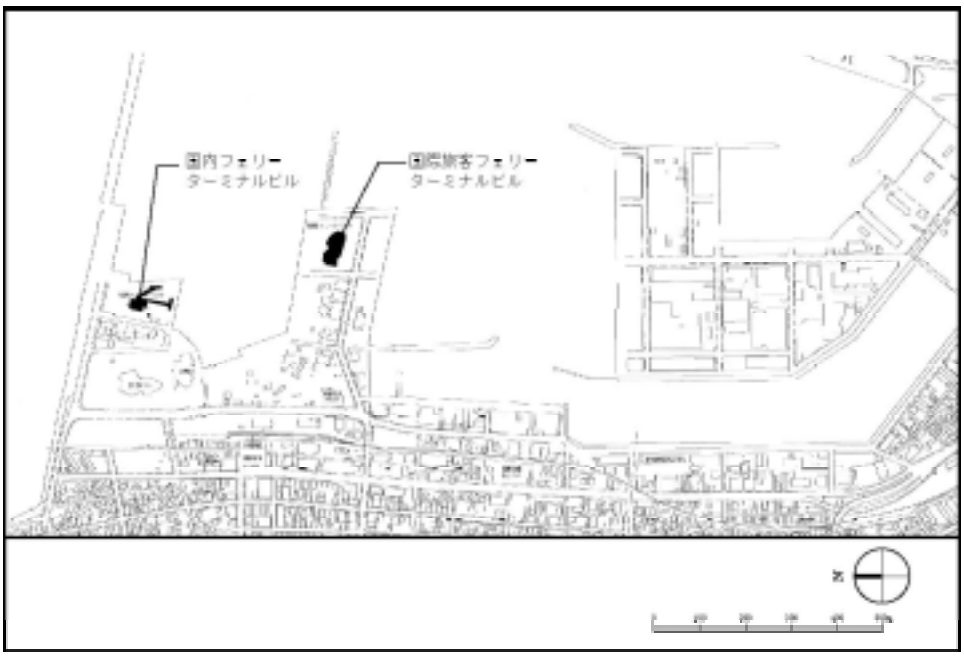

（4）公共公益施設

中心市街地における公共公益施設の分布状況は以下のとおりである。

稚内駅からの 500m 圏には、市役所、郵便局、市立病院、金融機関があり、中心市街地は利便性が高い地区である。

図表3-2-11　公共施設の状況

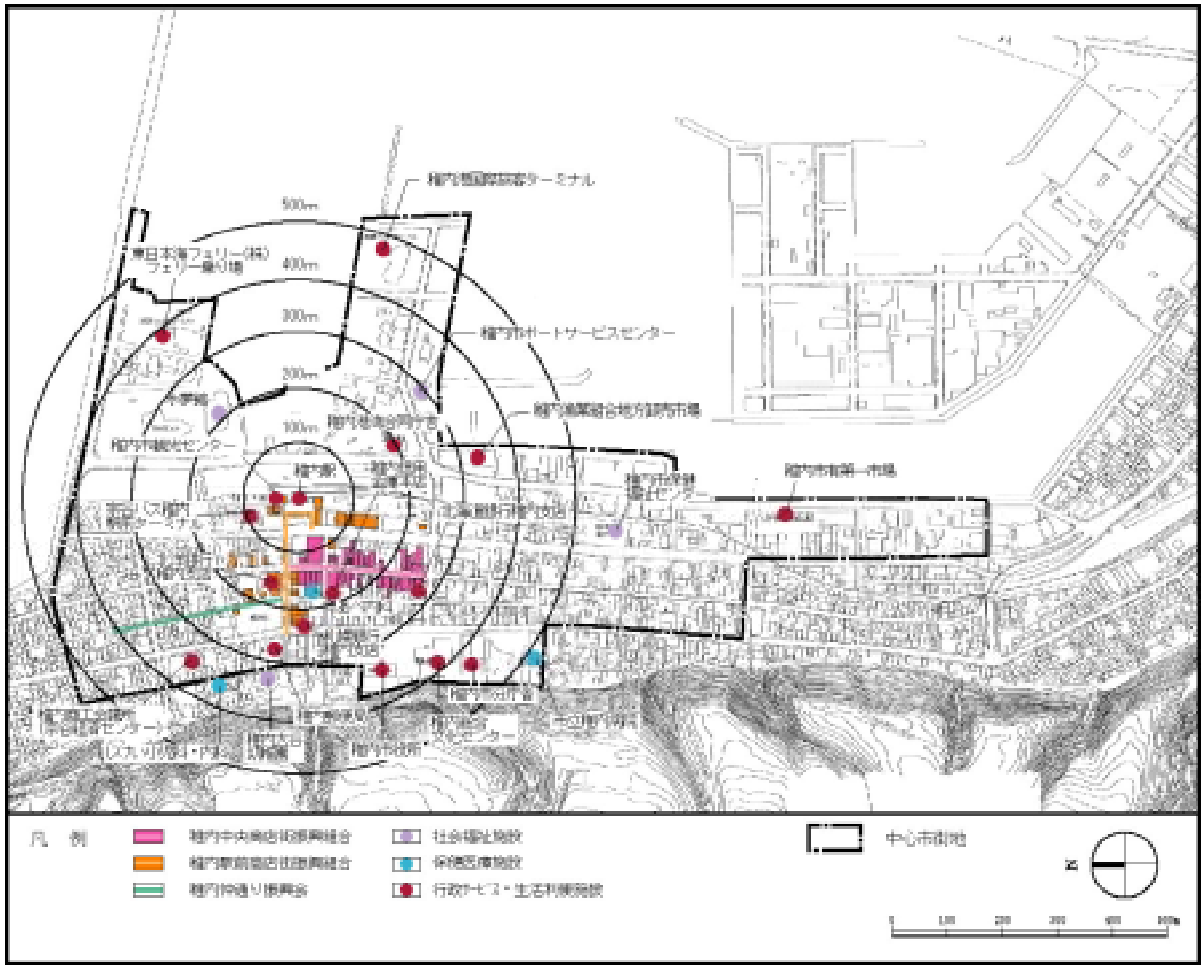

（平成 16 年 10 月現在）

（5）駐車場

中心市街地の駐車場の現況は以下のとおりである。

駅や市役所、病院などには比較的まとまりのある駐車場が確保され、その周辺にはいくつかの民間駐車場が整備されているが、月極駐車場が多く、買い物客をはじめとする来街者が自由に使える駐車場は少ない状況にある。

公共駐車場は駅北側に整備され、夏期などは離島観光などで多くの団体観光、個人観光に利用されているが、商店街や官公庁施設から多少距離があるため、買い物などにはあまり利用されていない。

商店街（P28 図表 3-2-11 参照）においては、共同駐車場を保有しているものの買い物客が集中する時間帯やイベント開催時には駐車場不足が発生している。

このように、中心市街地の駐車場の配置状況は、多くの市民が利用する商店街近隣には少なく、自家用車を利用した外出や買い物が定着した現代社会においては、利便性の低い駐車場配置となっている。

図表3-2-12　駐車場の状況

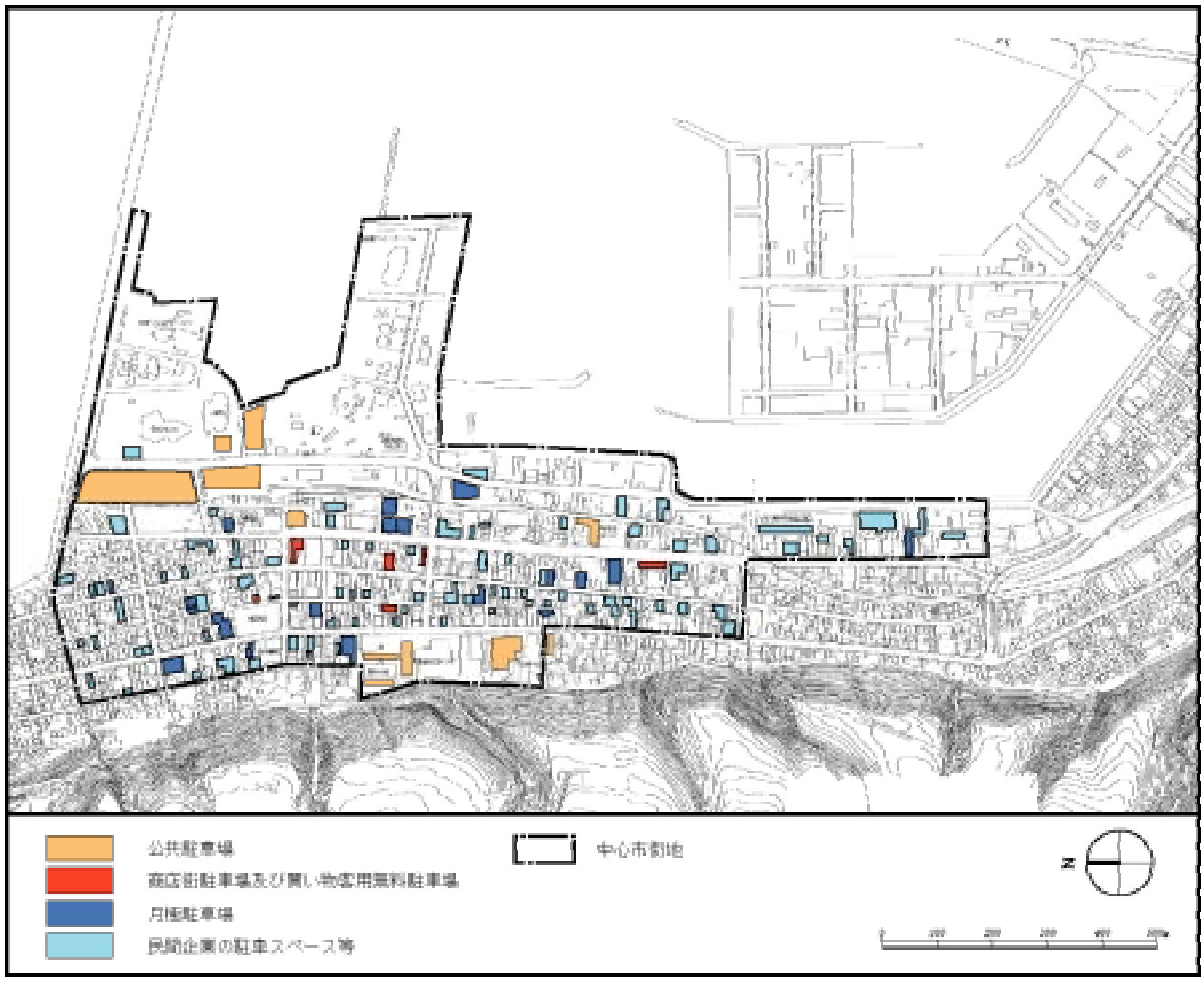

（平成 16 年 3 月現在）

３－３　商業環境等の現況

（１）業種構成

商業業種の分類を中央地区と南地区で比較してみると、南地区の飲食料品小売業が30.3 %となっているのに対し、中央地区では比較的各種商業業種がバランスよくある状況にある。

なお、中央地区には、夜 8 時以降に営業している店舗やコンビニエンスストアなどが少ない状況にある。

図表3-3-1　商業業種分類構成（小売業）

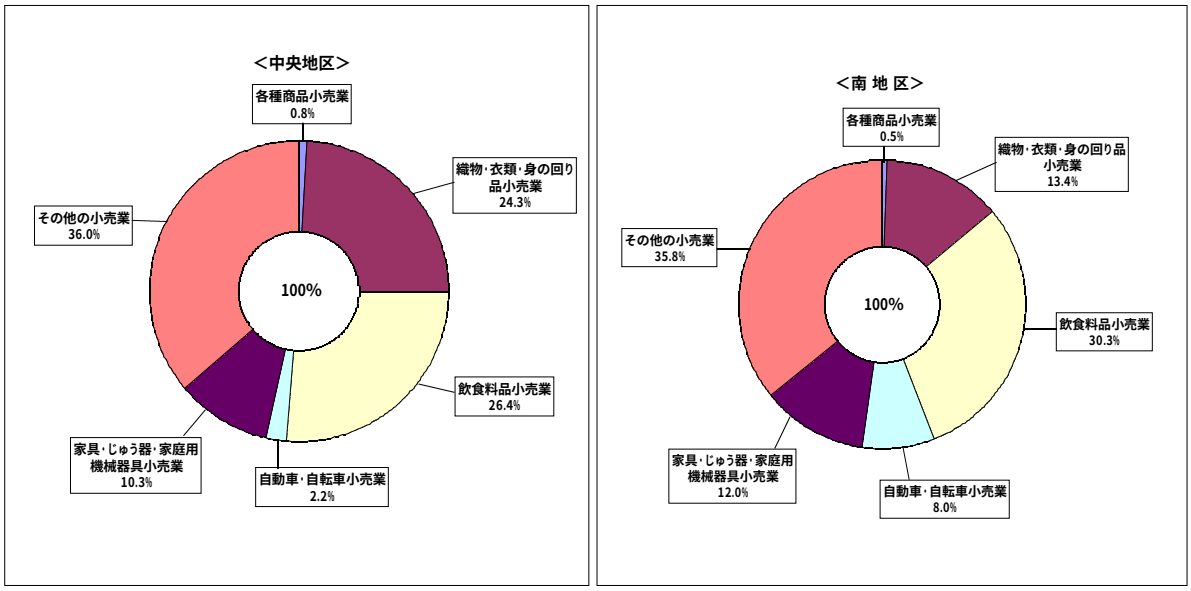

資料：稚内市調査　平成 14 年度

（2）空き店舗

空き店舗は、平成 9 年度が 13 店、平成 14 年度が 27 店と 5 年間で 2 倍に増加しており、商店街は賑わいを失い中心市街地の衰退・空洞化という問題が深刻化している。

図表3-3-2　空き店舗の状況

年度／区分	H9	H11	H14	H14／H9
空き店舗数	13**店**	22**店**	27**店**	207.7%

資料：稚内商工会議所調査

図表3-3-3　空き店舗の状況

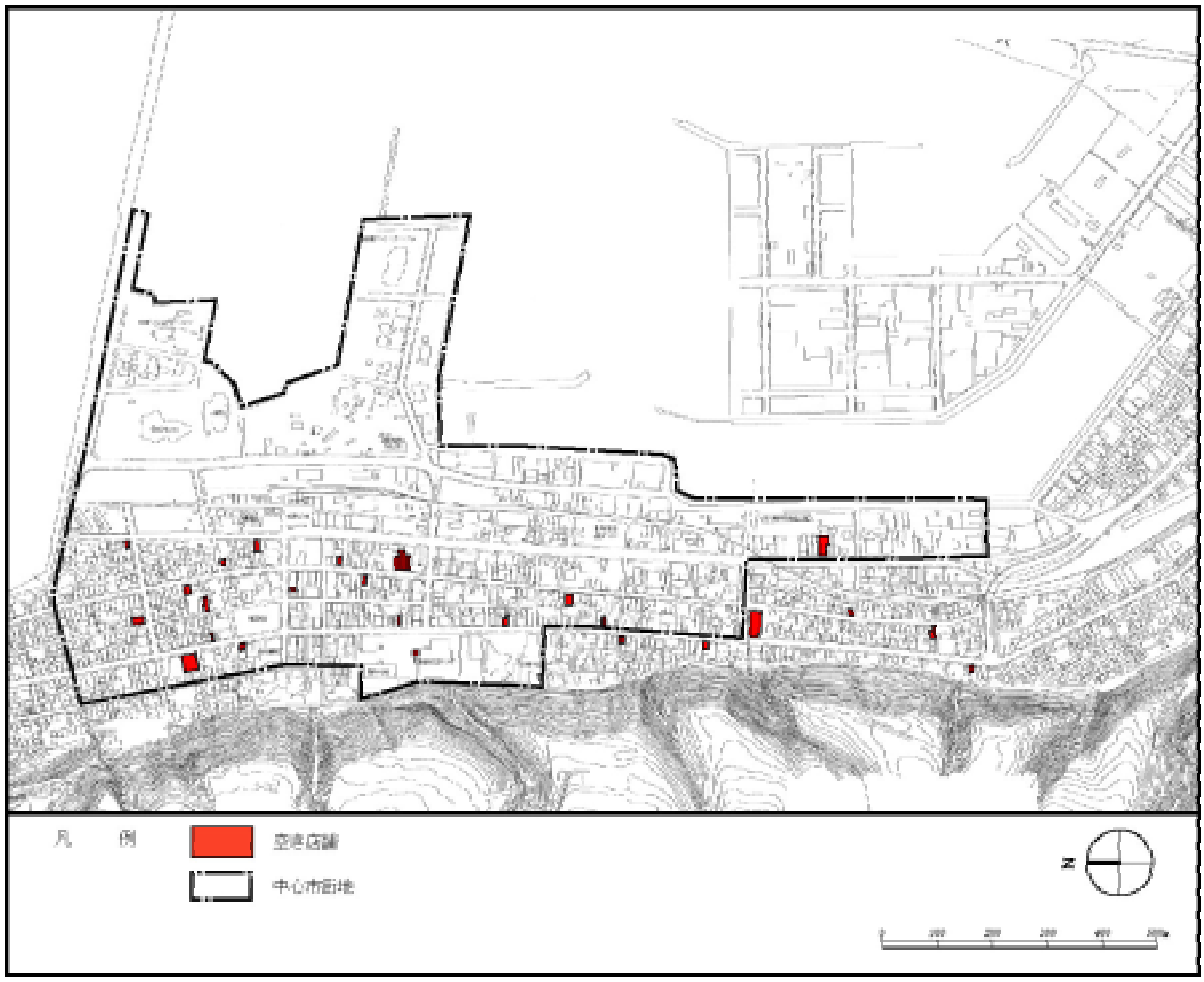

（平成 14 年 6 月現在）

（3）商店街振興組合・商店街

商店街振興組合、商店街の状況は以下のとおりである。

市内全域では 3 商店街振興組合及び 1 協同組合、2 任意組合がある。このうち、中心市街地には 2 商店街振興組合、1 任意組合があり、会員数は 117 店と全体の約 7 割を占めている。

図表3-3-4　商店街位置図

図表3-3-5　商店街振興組合、任意組合の状況　（単位：人）

区　　分	組　　合　　等	会員数
振　興　組　合 及び協同組合	稚内駅前商店街振興組合	26
	稚内中央商店街振興組合	25
	オレンジ通り商店街振興組合	21
	協同組合稚内とみおか商店会	4
任 意 組 合 等	潮見商店会	27
	稚内仲通り振興会	66

資料：平成 15 年 11 月　稚内商工会議所調査

図表3-3-6　稚内中央商店街店舗一覧（平成１６年１０月３１日現在）

№	事業所名	№	事業所名
1	Ｎ uts	21	キャッシング　アエル
2	さえぐさ	22	空き店舗（旧船田商店）
3	カナリヤ	23	㈱肉のにれ
4	サフラン	24	相沢食料百貨店
5	㈱金子陶器店	25	めがねの長尾
6	稚内信金	26	めがねの長尾
7	藤野呉服店	27	大広㈱
8	㈱フナヤマ中央店	28	空き店舗（旧国部スポーツ）
9	レディース　モア	29	長谷川商店
10	空き店舗（旧ランチクラフト）	30	理容きむら
11	ミッシェル	31	喫茶北門館
12	空き店舗（旧シャディ前田）	32	為安印舗
13	㈲リーフ	33	北星洋服店
14	グローリ開発	34	スポーツ　マート
15	㈱遠藤寝具店	35	香花堂
16	セブンス　アベニュー	36	大王
17	㈱水口電気時計店	37	空き店舗（旧ブルート）
18	㈱伊藤洋服店	38	マツヤデンキ
19	喫茶くるみ	39	藤井家具
20	北海道銀行	40	㈱前田

：空き店舗

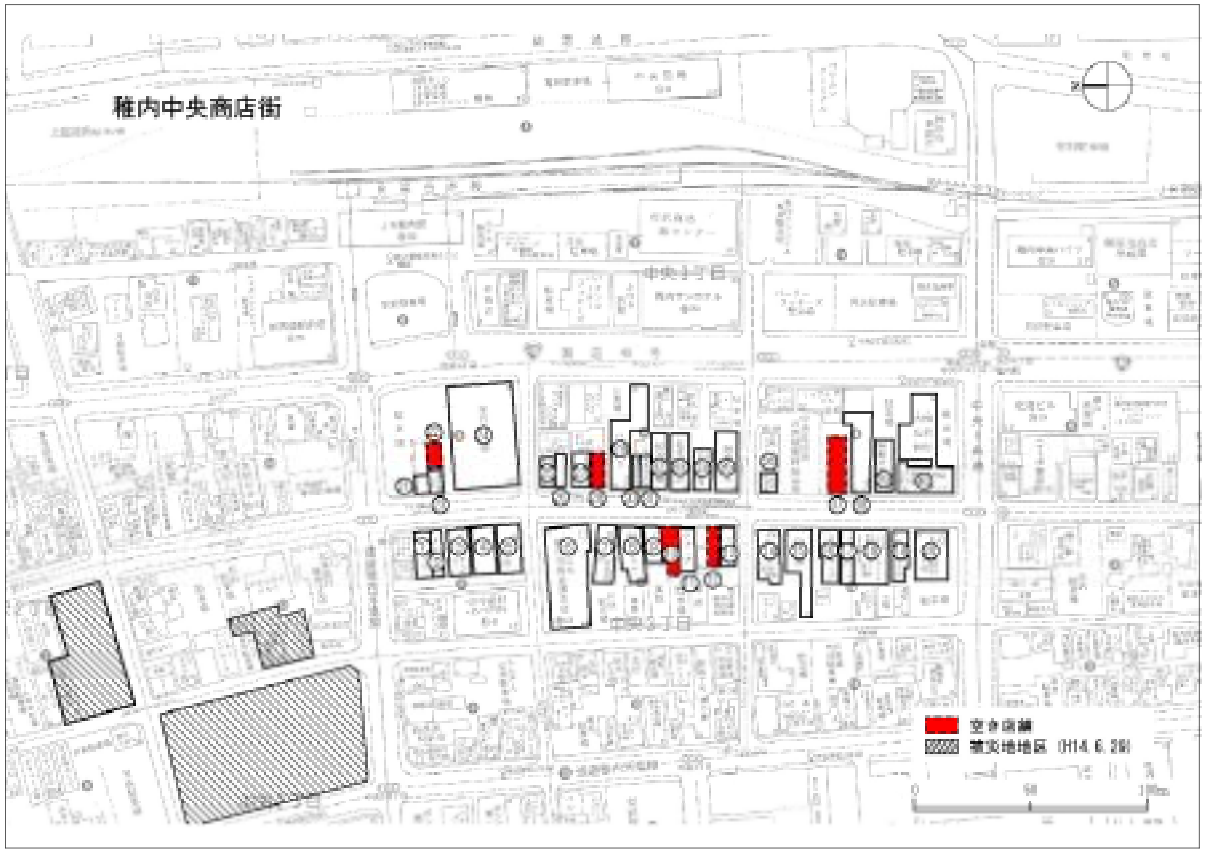

図表3-3-7　稚内駅前商店街店舗一覧（平成１６年１０月３１日現在）

№	事業所名	№	事業所名
1	札幌銀行	17	若井木彫店
2	長浜時計店	18	勝見屋
3	松森商店	19	寿商店
4	丸井商会	20	ラッキーズ
5	Your　shiseidou　とみや	21	ふなき旅館
6	挽香	22	サンホテル
7	空き店舗（旧 DP ショップキムラ）	23	セイコーマート中央店
8	大丸化粧品店	24	後藤薬局（被災により現在店舗なし）
9	B-LINE	25	ふじ田食堂
10	ロードランナー	26	発信　稚内
11	北洋銀行	27	小林生花店
12	マツダレンタリース	28	銀座会館
13	カルネ	29	稚内はなや
14	You	30	悦ちゃん
15	空き店舗（旧西條稚内店）	31	魚常明田鮮魚店
16	ひとしの店	32	美芳堂

※青色網掛け店舗は平成 15 年 1 月現在、商店街振興組合に未加盟であること
※駅前商店街の資料は、平成 15 年 1 月現在の会員名簿による

：空き店舗

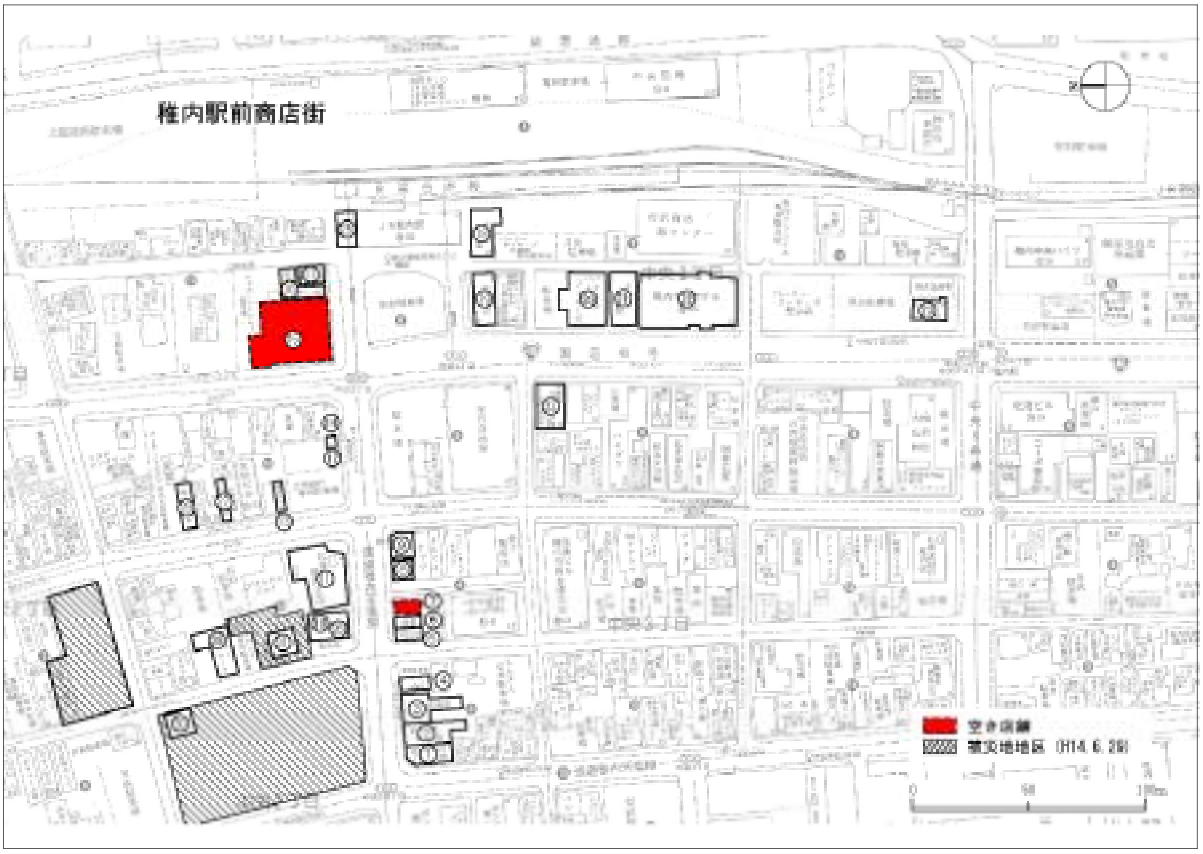

（4）卸売・小売業の状況

中心市街地の店舗数、店舗面積、販売額、従業者数とも減少傾向にある。

平成 14 年 6 月の火災で、31 棟、4,161 ㎡ （敷地面積 8,845 ㎡）を失った。

中心市街地には、稚内中央商店街振興組合、稚内駅前商店街振興組合及び稚内仲通り振興会があるが、これらを含めた商業の状況は以下のとおりである。

① 店舗数

店舗数は、市内全域における 26.6 %が中心市街地に立地し、平成 9 年度の 209 店から平成 14 年度の 168 店へと 19.6 %の減少となっている。

② 店舗面積

店舗面積は、市内全域における 27.0 %の床面積を有しており、平成 9 年度の 17,006 ㎡から平成 14 年度の 14,632 ㎡へと 14.0 %の減少となっている。

③ 販売額

販売額は、市内全域における 16.6 %を占めており、平成 9 年度の 36,291 百万円から平成 14 年度の 30,278 百万円へと 16.6 %の減少となっている。

④ 従業者数

従業者数は、市内全域における 23.6 %を占めており、平成 9 年度の 1,177 人から平成 14 年度の 1,044 人へと 11.3 %の減少となっている。

図表3-3-8　中心市街地の卸売・小売業の状況

区分＼年度	H9	H11	H14	H14／H9
店　舗　数（店）	209	199	168	80.4%
店 舗 面 積（㎡）	17,006	17,412	14,632	86.0%
販　売　額（百万円）	36,291	36,859	30,278	83.4%
従 業 者 数（人）	1,177	1,215	1,044	88.7%

資料：稚内市調査

※図表 3-3-8 は平成 14 年 6 月 1 日調査。
火災は平成 14 年 6 月 29 日に発生したことから内容は被災前の状況である。被災地の位置については、P34 図表 3-3-7 参照のこと。

（５）商店街活動など

①　商店街活動

中心市街地における商店街振興組合では、組合員などの活動として中心市街地の活性化に向けた各種取り組みを実施し、一定の成果が上がってきている。その概要は以下のとおりである。

図表3-3-9　近年の主な商店街活動

空き店舗活用 **（はんかく祭）** 	・実施時期：平成 15 年 10 月、16 年 3 月 ・概要：中央商店街内の空き店舗１店を活用し、商店街の各個店による半値市を中心に、農家の主婦による自家製野菜即売会、魚貝、ホタテの即売会、無料休憩所、手打ちそばサービス、中心市街地写真展などの実施。 ・成果：地元紙に掲載されるなど商店街活動のＰＲとなった。
無料お買い物バス 	・実施時期：平成 15 年 12 月 （年末決算セールと同時開催） ・概要：中央地区の商店街でバスを貸し切り、中央地区と郊外住宅地を循環。料金は無料とした。 ・成果：開催期間中利用者延べ 453 人。車を持たない高齢者などからは、利便性が高いことから、継続的な運行をしてほしいと要望があった。
歩行者天国 	・実施時期：毎年 6 月頃 ・概要：商店街主催によるフリーマーケット、山菜市、飲食屋台、ゲームコーナー、よさこいソーラン、北海太鼓など。 ・成果：年度内で最も大きなイベントとして、多くの市民の参加を得ることができた。

②　ＴＭＯ準備室

稚内ＴＭＯ準備室は、中心市街地活性化推進のための中心的担い手であるＴＭＯの本格的な設置に向け、平成 15 年 4 年に開設した。

現在は、ホームページ作成*、貸し自転車事業、花いっぱい活動などを試験的に実施し、中心市街地の活性化に向けた具体的な事業の企画、試行をする場となっている。

＊稚内ＴＭＯ準備室ホームページ：http://www15.ocn.ne.jp/~waka-tmo/

図表3-3-10　近年のＴＭＯ準備室の主な活動

貸し自転車事業 	・実施時期：平成 16 年 6 月 21 日～ 9 月 30 日 ・概要：自転車（4 台）を観光客などに無料貸与。中心市街地の観光に活用してもらう。 ・成果：実施期間中、延べ 285 件の利用があり、中心市街地での回遊性の向上に多いに役立つとともに、観光地としての中心市街地の魅力アップを図ることができた。 また、利用者には市街地の観光資源の良いところ、改善してほしいところなどを記入するアンケートを実施し、今後の中心市街地の活性化のための基礎データを収集することができた。
花いっぱい活動 	・実施時期：平成 16 年 7 月 24 日～ 9 月 25 日 ・概要：地域住民や商店街などが協力し、中央商店街アーケードをフラワーポットなどで花いっぱいに飾る。 ・成果：駅前通り及び中央商店街アーケードが花いっぱいに飾りつけられ、明るい商店街になった。 また、参加者が商店街に対する愛着を持つことができた。

（6）中心市街地における観光の状況

中心市街地は稚内の市街地発祥の地であり、市街地、港湾地域内には貴重な歴史的資源が残っている。訪れる人に「最北のマチ」ならではのロマンや稚内の歴史・文化を感じさせる地区である。

図表3-3-11　中心市街地における観光の取り組み

北防波堤ドームを活かしたイベント 	・実施時期：毎年 5 月頃～ 10 月頃 ・概要：北防波堤ドームやその周辺を活用したコンサート、即売会、屋台などの実施。 ・成果：市民及び観光客が港湾施設に親しみを持つ機会となった。また特産品の販売などを通じた地産地消の契機とすることができた。
サハリン館の開設 	・実施時期：毎年 11 月頃～翌年 3 月 ・概要：ロシア料理の提供やロシア人スタッフによるロシア民謡や民族舞踊などの文化を紹介する。 ・成果：市民の利用はもとより、観光コースにも組み入れられている。観光客にサハリンの地域文化を紹介するとともに、冬の観光振興に大いに貢献している。
稚内ゆきあかり 	・実施時期：毎年 2 月頃 ・概要：市民や商店街などの協力により、中心市街地にアイス・スノーキャンドルを約千個設置した。 ・成果：「「みなと」と「マチ」をつなごう」をテーマに、多くの市民の協働作業をとおし、まちづくりに対する気運を高めることができた。

３－４　市民意識

（１）市街地整備に関する意識

中心市街地の活性化を検討するにあたり、これまでのマチやみなとに対する意識や考え方などについて、各種委員会における意見や市民参加によるワークショップでの意見をまとめると以下のとおりである。

①　「マチ」に対する市民意識

■最北の地ならではのまちづくり
・顔となるまちづくりが必要。
・最北の地ならではの顔づくりが必要（稚内駅周辺など）。
・駅からみなとまでを一体的に整備したい。
・駅から被災地までは一体的に考えた上で、集客に対する役割分担を明確化することが重要。

■交通機能が複合化された駅としたい
・駅機能とバスターミナルは一体であるべき。乗り継ぎ時間を利用し、地域の情報収集や購買につながるのではないか。
・駅に拠点性を持たせたり、他の交通機関と連携することが重要。

■人が集まる駅周辺にしたい
・駅は人が集まる場所、マチの中心として考えることが大切。
・商業にこだわらず、文化、観光機能を集約し、若者や家族が楽しめる場所とする。

■高齢者でも安心して歩けるマチにしたい
・高齢者が多いマチであり、広い歩道や一休みできる場所があるなど、ゆっくりと安全に時間を過ごせる場所が必要。

■楽しく買い物できる商店街にしたい
・アーケード街は、目的がなくてもふらりと行きたくなる魅力があってほしい。
・夜はシャッターが下りている所が多いが、これからのまちづくりは歩いて楽しめるまちづくりが必要。
・店員を気にせず気軽に買い物でき、天候に左右されずに室内で休憩や時間つぶしができる場所があるとよい。

■「まちなか」ならではの住宅がほしい
・公共公益施設が集中していることを活かし、高齢者が安心して住むことができる住宅を整備してはどうか。

・この地区は高齢化が大変進んでいる。高齢者の施設や住宅を整備し、地区の中に高齢者、若い人達が一緒に暮らすという住まい方も考えられる。

②　「みなと」に関する市民意識

■「みなと」を活かして集客を高めたい

・国際フェリーターミナルには、市街地にはない集客機能を導入する。
・フェリーターミナル跡地に北防波堤ドームの景観を活かした集客機能を導入する。
・みなとの雰囲気を体験できる水辺のプロムナードを整備する。
・クルーズ船を誘致し、「みなと」と「マチ」の集客とイメージを高める。
・ロケ地にも使用されている北防波堤ドームを中心とした「みなと」の風景を情報発信し、「マチ」のブランド化を進める。

■「マチ」と「みなと」の一体化を進めたい

・「マチ」と「みなと」をつなげる軸線を整備する。
・「マチ」と「みなと」が一体となった散策ルートを整備する。
・「マチ」の施設と「みなと」の施設に統一感を持たせ、景観的にまとまり感をつくる。

■異国情緒の魅力をつくりたい

・ロシアとの文化交流を盛んにする。
・国際都市にふさわしく、英語やロシア語表記の案内板などを設置する。

（2）商業環境等に関する意識

中心市街地の利用状況、中央地区の商店街のイメージ、将来イメージなどに関する市民意識を把握するため実施した一般市民対象アンケート調査*より、商業環境等に関する意識を整理すると以下のとおりである。

＊「商店街競争力強化事業　H16.2　稚内駅前商店街振興組合」によるアンケート調査。稚内市民 500 人を無差別抽出。郵送による配布回収により中央地区の商店街の印象などについて行っている。回収数は 418（回収率 83.6%）。

①　中心市街地の利用状況

中心市街地の利用状況は以下のとおりである。

市内全域でみると「月数回程度」「年数回程度」利用するとする人が、全体の 58.0%を占めているのに対し、北・中央地区*の住民は「ほぼ毎日」「週数回程度」で 50.0%を占めており、中心市街地は近隣に住む住民に「毎日の台所」として利用されている地区であるといえる。

＊北・中央地区：ノシャップ、恵比須、宝来、中央の４地区

図表3-4-1　中心市街地の利用状況

区　　分		合　計	ほぼ毎日	週数回程度	週１程度	月数回程度	年数回程度	利用しない
市　内　全　域	件 %	405 (100.0)	33 (　8.1)	57 (　14.1)	61 (　15.1)	138 (　34.0)	97 (　24.0)	19 (　4.7)
北・中央地区	件 %	80 (100.0)	13 (　16.3)	27 (　33.7)	20 (　25.0)	16 (　20.0)	4 (　5.0)	0 (　0.0)

②　中央地区の商店街のイメージ

中央地区の商店街に対するイメージは以下のとおりである。

市内全域、北・中央地区ともに、好印象の回答に比べ悪印象を示す回答が圧倒的に多く、中でも「寂しい・暗い」「駐車場がない」が上位 1、2 位を占めている。

また、良いイメージとしては「専門的」「品質がよい」「信頼性がある」が多く、特に北・中央地区では「便利がよい」というイメージをもつ人が多い。

図表3-4-2　中央地区の商店街のイメージ

区　　分	市内全域	北・中央地区
専門的である	33	8
品質がいい	28	10
便利がよい	22	12
信頼性がある	16	8
接客がいい	6	0
賑やか	4	0
活気がある	3	0
楽しい	2	0
買物特典がいい	1	1

好印象回答数合計　115

区　　分	市内全域	北・中央地区
寂しい・暗い	283	55
駐車場がない	184	29
不便	108	7
買うものがない	105	16
面白くない	88	15
値段が高い	61	20
接客が悪い	36	10
汚い	14	3

悪印象回答数合計　879

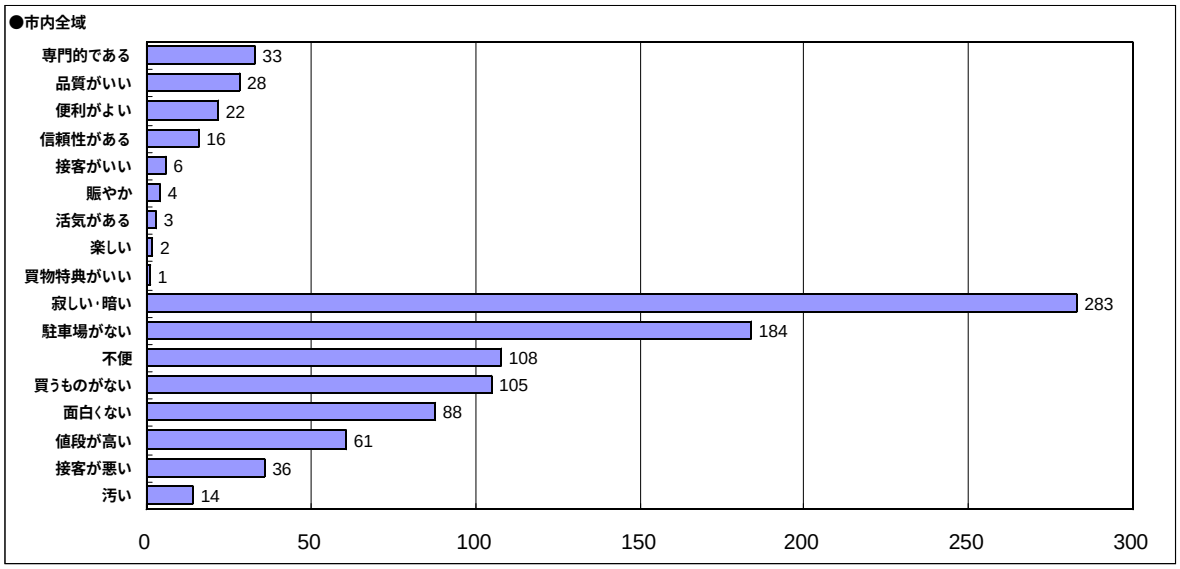

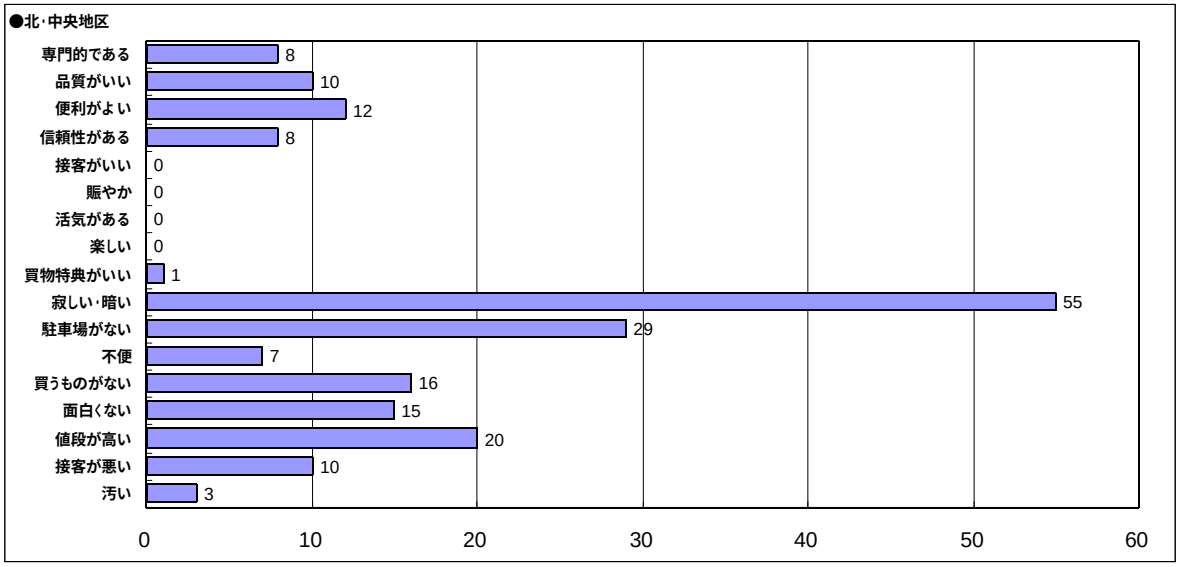

③　中央地区に必要と思うもの

中央地区に必要と思うものについては以下のとおりである。

施設の分類では、市内全域が娯楽施設の 25.2%、北・中央地区が観光施設の23.4%と最も高い。具体的な業種では、市内全域が食料品店（個店）、映画、ファミリーレストランの順に高く、北・中央地区が映画、ファミリーレストラン、物産店の順に高い値を示している。

図表3-4-3　中央地区に必要と思うもの（施設の分類）

区　　分		合　計	食料品店	他専門店	娯楽施設	観光施設	飲食店
市　内　全　域	件 %	1,059 (100.0)	179 (16.9)	213 (20.1)	267 (25.2)	164 (15.5)	236 (22.3)
北・中央地区	件 %	257 (100.0)	44 (17.1)	46 (17.9)	52 (20.2)	60 (23.4)	55 (21.4)

図表3-4-4　中央地区に必要と思うもの（具体的な業種）

区　　分	具体的な業種	市内全域	北・中央地区
食料品店	スーパー	95	22
	市　場	68	20
	個　店	254	4
他専門店	生活雑貨	94	23
	衣　料	99	17
	家　電	48	7
	本	70	13
	C　D	55	7
娯楽施設	カラオケ	32	5
	映　画	213	40
	スポーツ	57	10
	文　化	37	8
	温　泉	40	14
観光施設	物産店	88	25
	飲食店	65	17
	案内センター	52	11
	宿泊施設	44	7
飲　食　店	焼　肉	15	1
	ファミレス	129	36
	回転寿司	54	18

３－５　中心市街地活性化法に基づく要件からみた妥当性

中心市街地の位置及び区域については、中心市街地活性化法第 2 条の集積・趨勢及び広域効果の 3 要件を満たす必要がある。

各要件別に妥当性を検証すると以下のとおりである。

（1）集積要件

「当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること。」（法第二条第一号）

中心市街地は、稚内市の卸売・小売業の店舗数、店舗面積、従業者数の約 2 割～ 3 割程度が集積している地区である。

都市機能別の施設数では、商業施設、文教・厚生施設の約 3 割が集積し、特に市役所、市立病院、文化センター、保健センターなど、各機能の中心的な役割を持つ施設が立地し、人々の生活、交流の場となっている地区である。

また「最北の駅」稚内駅、国内・国際フェリーターミナルなど、交通の要衝が集積する稚内のマチを代表する「顔」というべき地区である。

図表3-5-1　中心市街地と稚内市の卸売・小売業の状況（平成14年度）

区　　分	a.中心市街地	b.その他の地区	c.市内全域(c=a+b)	a/c
店　舗　数 (店)	168	464	632	26.6%
店 舗 面 積 (㎡)	14,632	39,642	54,274	27.0%
販　売　額 (百万円)	30,278	151,630	181,908	16.6%
従 業 者 数 (人)	1,044	3,373	4,417	23.6%

資料：商業統計調査及び稚内市調査

図表3-5-2　都市機能別にみた施設数　（単位：ヶ所）

区　　分	a.中心市街地	b.その他の地区	c.市内全域(c=a+b)	a/c
居　住　施　設	560	10,138	10,698	5.2%
商　業　施　設	248	463	711	34.9%
工　業　施　設	49	807	856	5.7%
文教・厚生施設	16	39	55	29.1%

資料：平成 10 年　都市計画基礎調査

図表3-5-3　官公庁、文教・厚生、スポーツレクリエーション施設数

区　　分	a.中心市街地	b.その他の地区	c.市内全域（c=a+b）	a/c
官公庁施設（稚内市）	3	3	6	50.0%
医療・保健・福祉・教育施設	2	14	16	12.5%
集会・文化施設	2	19	21	9.5%
スポーツ・レクリエーション施設	1	10	11	9.1%
その他施設*	2	3	5	40.0%

資料：稚内市勢要覧ほか

＊その他施設は、ａ.中心市街地：稚内観光案内所、稚内市有第一市場の２箇所
ｂ.その他の地区：下水終末処理場、学校給食センター、萩ヶ丘浄水場の３箇所

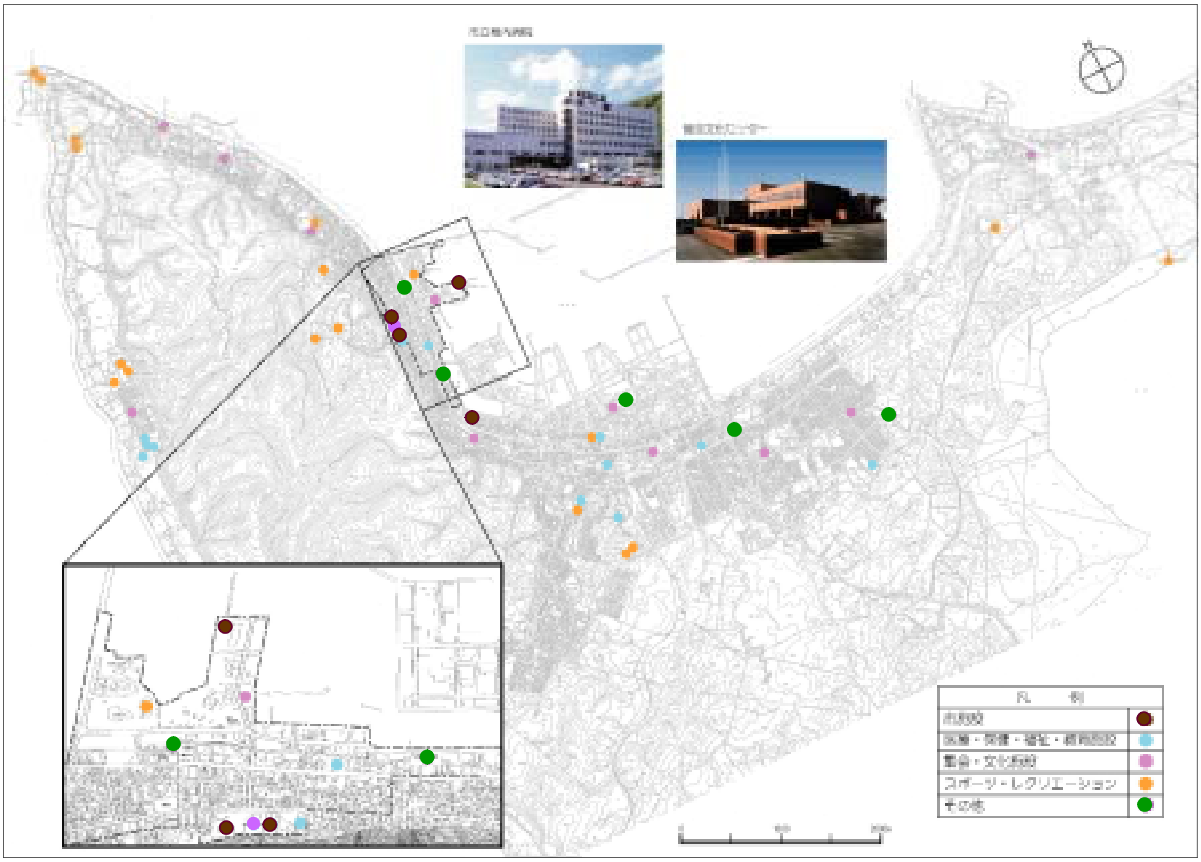

（2）趨勢要件

「当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。」（法第二条第二号）

平成 14 年度の稚内市内全域の卸売・小売業の状況は、平成 9 年度に比較して店舗数、販売額では約 10 %減少し、店舗面積、従業者数では約 5%増加している。これに対し、中心市街地においては、店舗数、店舗面積、販売額、従業者数ともに約 10～20%も減少している。

このようなことから、日常生活にかかわる生活必需品の確保等、中心市街地内に限定された商業サービス等の提供では、機能的な都市活動や経済活動に対応できなくなっており、衰退・空洞化が深刻化している地区といえる。

図表3-5-4　稚内市の卸売・小売業の状況

区分＼年度	H9	H11	H14	H14／H9	H14／H11
店　舗　数 (店)	708	711	632	89.3%	88.9%
店 舗 面 積 (㎡)	51,282	55,432	54,274	105.8%	97.9%
販　売　額 (百万円)	201,611	189,890	181,908	90.2%	95.8%
従 業 者 数 (人)	4,305	4,861	4,417	102.6%	90.9%

資料：商業統計調査

図表3-5-5　中心市街地の卸売・小売業の状況

区分＼年度	H9	H11	H14	H14／H9	H14／H11
店　舗　数 (店)	209	199	168	80.4%	84.4%
店 舗 面 積 (㎡)	17,006	17,412	14,632	86.0%	84.0%
販　売　額 (百万円)	36,291	36,859	30,278	83.4%	82.1%
従 業 者 数 (人)	1,177	1,215	1,044	88.7%	85.9%

資料：稚内市調査

（３）広域要件

「当該市街地において市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。」（法第二条第三号）

中心市街地は、これからも地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割を果たす場所である。

市民意向調査から市民は、中心市街地を人が集まる場所、高齢者でも安心して歩ける場所、楽しく買い物できる場所、「まちなか」ならではの住宅づくりなど、人が住み、交流する場として再生することを強く求めていることがうかがえる。

中心市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することは、稚内市及び周辺町村にとって、以下の点において有効である。

① 市民及び周辺町村民へまとまったサービスを提供することができる。

商業、業務、官公庁、文教厚生、交通などの様々な都市機能が集積している場所であるため、住民や事業者にまとまったサービスを提供できる。

特に、鉄道、バス、フェリー等の多様な交通が集約している稚内駅周辺地区を再生することで、これら交通機関を利用する市民や周辺町村民、観光客へ利便性の高い各種サービスを提供することが可能である。

② 高齢者などに暮らしやすい生活環境を提供することができる。

中心市街地は、駅から 500m の範囲に店舗、病院などの生活関連施設が多数集積する地区である。

中でも宗谷地域の高度医療を支える基幹病院としての市立稚内病院があり、稚内市内はもとより、宗谷管内全域から多くの高齢者が訪れている。

そのため、中心市街地は、車を運転しない高齢者にとって、徒歩で全てがまかなえる利便性の高い地区でなければならない。

その点、中心市街地は、狭い地域に生活関連施設が数多く集積していることから、誰にでも分かりやすいサイン等の整備や、バリアフリー等の整備により、高齢者などに優しく暮らしやすい生活環境を提供することができる。

③ 宗谷地方の中心都市として、効率的な経済活動や、新たな事業、文化の誕生が期待できる。

市民や商店街を中心とした各種活動や、サハリン関連ビジネス、国内・国際フェリーターミナルの整備など新たな事業が進行しており、今後、宗谷の中心都市「最北の地」ならではの新たな事業・文化の誕生が期待できる。

３－６　課題

現況調査等からみた課題を整理すると以下のとおりである。

（１）マチ歩きが楽しくなる商業環境の整備が必要

稚内市は、1 市 7 町 1 村（P7 図表 1-5-2　平成 3 年度参照）で構成する稚内商圏の母都市であるが、近年の中心市街地における商業の落ち込みは著しく、店舗数、店舗面積、従業者数ともに減少傾向にある。

市民アンケート調査では「さびしい・暗い」「不便」「駐車場がない」などの声が多くあがっており、近年の自動車利用や、明るい店舗、多様な商品構成などを求める消費者ニーズへの対応の遅れが、結果として現在の賑わいに欠けた魅力のないマチとなっている。

この状況を受け、商店街においては空き店舗活用や歩行者天国などの各種事業を推進し、一定の成果を上げている。

中心市街地の活性化に向け、これら店舗を経営する商業者自らが創意工夫し、顧客サービスの充実などを図り、魅力的な商業環境を形成する必要がある。また、中心市街地に買い物客の足を向けさせるために、適切な場所への駐車場の整備や高齢者にも対応した仕組みづくりが必要である。

（２）「まちなか居住」をとおした地域コミュニティの維持・回復が必要

中心市街地においては、急速なスピードで人口減少、高齢化が進んでいる状況にある。（中央地区における人口減少率 H14/S60=58.2%、H14　65 歳以上人口率 27.2%）

中心市街地に賑わいを取り戻し活気あるものとするためには、中心市街地への住宅整備、住宅情報の充実など「まちなか居住」施策の推進をとおし、中心市街地へ住み・住み続ける人の増加、地域コミュニティの維持・回復を図ることが必要である。

また、駅から歩いて生活できる範囲に商業施設や官公庁施設、文化施設、医療施設などが配置されている利便性の高い「マチ」である特性を活かし、子育て世帯や高齢者世帯が安心・快適に生活できる住環境整備が必要である。

（３）中心市街地の吸引力向上が必要

中心市街地は、宗谷地方の経済、文化の拠点として発展してきた地区であるが、郊外幹線道路沿道などにおける大規模店舗の立地や､商店街の衰退などの空洞化により、かつての「マチ」としての魅力、吸引力を失いつつある。

中心市街地の活性化に向け、今後は本地区の「マチ」と「みなと」が近く、各種公共施設が集積したコンパクトな市街地であるという特性を活かし、新たな吸引力向上に向けた顔づくり、各種施設の連携強化、市民活動の充実などが必要である。

（4）「最北のマチ」ならではの地域交流の促進・強化が必要

稚内市は、宗谷地域の観光入込客約 289 万人のうち、約 79 万人（27.2%）を担う宗谷観光の拠点都市である。

なかでも中心市街地は、最北の鉄道駅、利尻・礼文、さらにはサハリンへの中継地として多くの観光客が訪れる地区である。

しかし、近年の年間入込客数は頭打ちの傾向にあり、夏場の観光客が約半数を占めるなど、四季を通じた滞在型観光へ向けた新たな魅力の向上への取り組みが必要である。

中心市街地では、サハリン館の開設によるロシア文化等の紹介、北防波堤ドームを活かした食のイベントや商店街による歩行者天国の開催など、市民や観光客が異文化に触れ、交流できる機会が創出されるなど、一定の成果を上げてきている。

中心市街地の活性化に向けては、既存の取り組みの強化充実はもちろんのこと、観光ボランティアなどによるきめ細かな新たな取り組みをとおして、「最北のマチ」ならではの地域交流の促進・強化が必要である。

（5）実現に向けた仕組みづくりが必要

中心市街地の活性化を実現するには、活性化に向けた様々な取り組みを円滑に、かつ強力に推進するための仕組みや環境を整えることも必要である。

中心市街地の活性化という共通の目標に向かって各種施策を推進するため、市民、商業者、行政が連携し、それぞれの役割を果たすことができる仕組みづくりが必要である。

４．中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する基本的な方針

（１）賑わいのある生活街の形成

中心市街地は古くから、買物・飲食・娯楽などの様々な生活利便機能や行政サービス機能が集積する地域として市民生活を支えるとともに、宗谷地方の経済と文化の拠点として市民から「マチ」と親しみを持って呼ばれ発展してきた。

この中心市街地を稚内固有の文化・歴史を活かした楽しく買い物のできる場所、人が安心して住み・交流できる場所として再生することにより、市民にとって便利で身近な生活空間の場として賑わいのある生活街の形成を図る。

（２）「マチ」と「みなと」の連携強化

中心市街地は、海と丘陵地に挟まれた南北に細長い狭隘な土地に、「マチ」と「みなと」が背中合わせにそれぞれ別々に形づくられてきた。

中心市街地を「マチ」と「みなと」が一体的に機能した街とするためには、駅前通を「マチ」と「みなと」を結ぶ都市軸（重点的な整備地区）と位置づけるとともに、稚内駅周辺地区を活性化のための拠点として整備することにより、「マチ」と「みなと」の連携強化を図る。

また、商業施設、港湾施設及び各種公共施設との間に、散策的なネットワークを形成することにより「マチ」と「みなと」の連携強化を図る。

（３）観光による交流促進

中心市街地は、多くの観光客が「さいはて」ならではのロマンを求め、憧れを持って訪れるマチである。

このような状況を踏まえ、中心市街地が併せ持つ「サハリンと利尻・礼文への交流中継基地」としての役割強化、多種多様な個人ニーズに応える「パーソナルツーリズムへの対応」、「豊かな海の幸を楽しめる場づくり」、「観光情報発信の拠点づくり」などを積極的に推進することにより、観光客の憧れに応えることのできる賑わいのある中心市街地の形成を図る。

５．中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標

５－１　一体的推進の目標

基本方針を踏まえ、一体的推進の目標を以下のとおり設定した。

（１）街歩きが楽しいマチ

中心市街地の賑わいをつくるには、市民や観光客が楽しくマチを歩くことができる魅力的な商業環境づくりが必要である。

多くの人が集まる稚内駅周辺地区における新たな商業集積や、被災地等における商業機能の導入、各個店の魅力アップのための努力、空き店舗を活用した商業活動などをとおし、稚内ならではの商業環境の魅力向上を図る。

また、買い物バスの運行や駐車場確保など、多様な交通手段を利用して中心市街地に来やすい環境を整え、来た人が気持ちよく時間を過ごせる「街歩きが楽しいマチ」の形成を図る。

（２）住みたい・住み続けたいマチ

中心市街地を賑わいのある生活交流空間とするためには、中心市街地に住む人を増やし、地域コミュニティの維持・回復を図る必要がある。

子育て世代や高齢者に配慮した住宅の供給や、地域福祉施策との連携などをとおした「まちなか居住」の推進策の強化を図り、高齢者や若年層などの世帯が心豊かに暮らすことができる「住みたい・住み続けたいマチ」の形成を図る。

（３）人が集まるマチ

稚内駅周辺を交通拠点機能、情報拠点機能、交流拠点機能、また新たな商業関連機能を持った「マチ」と「みなと」を連携拠点として整備することにより、「マチ」と「みなと」が一体となり、稚内ならではの魅力にあふれ賑わいのある「人が集まるマチ」の形成を図る。

合わせてこれら拠点や中心市街地を誰もが安心して利用できるよう、施設のバリアフリー化や散策ネットワークなど、地区の基盤施設の整備を図る。

また、商店街や市民との協働による施設の美化やイベントなどをとおし、稚内ならではの魅力ある景観形成を図る。

（４）みなと・サハリンを感じるマチ

サハリン航路を持つ「サハリンに最も近いマチ」ならではのイベントなどをとおし、異国情緒のあるマチづくりを進める。

また、稚内観光振興の拠点として市民のボランティア活動や、きめ細かい観光情報の提供、大型観光船誘致やみなとイベントなどを行政、商業者、市民が一体となって行うことをとおし、中心市街地の活性化を図る。

５－２　重点的な取り組み方針

（１）重点的な整備地区の設定

一体的推進の目標を実現するためには、各種施策の先導役として、中心市街地のなかでも戦略的に拠点整備を図る地区を設定し、ハード、ソフト両面から重点的な整備を実施することが、より効果的である。

そこで、古くからのマチのシンボルであり、地域住民と観光客の交流の場である「稚内駅周辺地区」と、駅前通、駅、港湾地区で構成される地区（「都市軸」とする）を重点的な整備地区として位置づけし、これらの整備をとおして「マチ」と「みなと」の連携が希薄だった都市構造を、稚内駅周辺拠点の形成により一体化し、力強い都市軸として整備・連携を図る。

また、駅周辺及び都市軸の形成をとおして、中心市街地の商店街などと連携、各種事業との連携を図ることにより、それぞれの「点」としての整備から「線」さらには「面」へと中心市街地へ賑わいが波及、連鎖することを目指す。

その際、良好な環境の保全、交通の安全と円滑の確保等に影響がないよう配慮する。

図表5-2-1　重点的な整備地区の位置

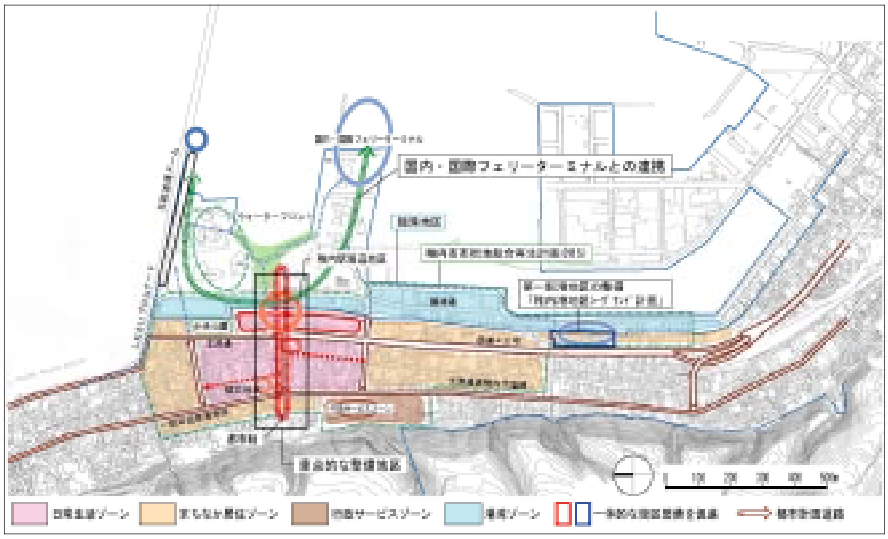

図表5-2-2　都市軸形成による波及イメージ

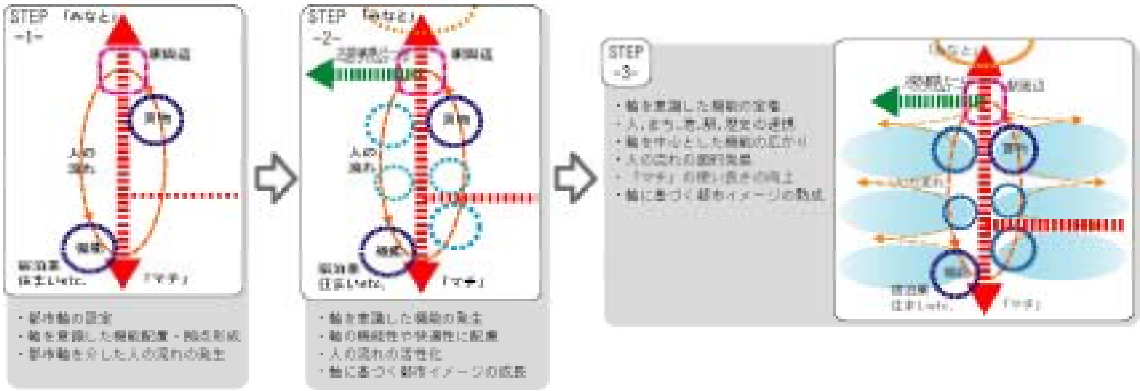

（2）重点的な整備地区の形成による中心市街地への波及効果

「稚内駅周辺地区」及び「都市軸」形成における中心市街地活性化への波及効果を模式的に示すと以下のとおりである。

この地区の整備により、北防波堤ドームや国内・国際フェリーターミナルなどの港湾関連施設と、商店街のスムーズな連携（「マチ」と「みなと」の連携強化）が生まれる。

これを契機とし、商業環境、まちなか居住、景観形成、観光推進などに関する新たな施策の推進を図ることで、中心市街地に新たな産業、ビジネス、地域文化が生まれる。

これらの振興、連携による地域経済の発展をとおし、中心市街地は「賑わいのある生活街」の形成を目指す。

図表5-2-3　「稚内駅周辺地区」及び「都市軸」の形成と中心市街地活性化への波及効果

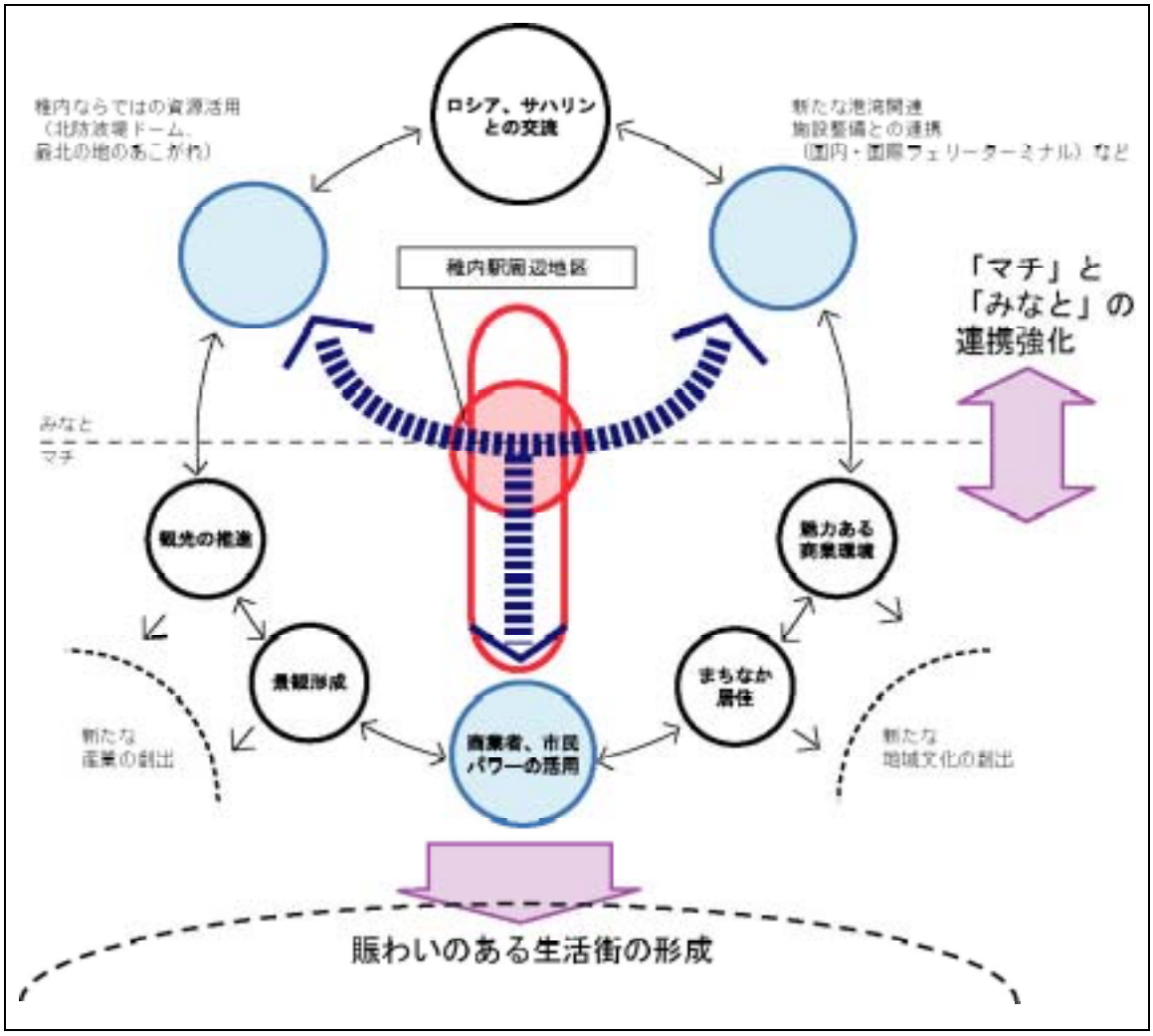

６．市街地の整備改善のための事業に関する事項

６－１　市街地の整備改善のための事業方針

市街地の整備改善のための事業方針は一体的推進の目標を受け、以下のとおり設定する。

（１）マチとみなとをむすぶ「都市軸」「拠点」の形成

稚内駅前通を都市の背骨「都市軸」とし、「マチ」と「みなと」の連携を図る。

稚内駅周辺地区を中心的な拠点として位置づけ、交通・情報・観光・暮らしの総合的な拠点として整備を図る。

第一副港、国内・国際フェリーターミナル、北ふ頭を連携拠点として位置づけ、稚内駅拠点と機能分担、連携を図る。

（２）安心快適なネットワークの形成

駅舎、複合交流拠点など、稚内駅周辺地区における主要な公共施設や観光資源などをむすぶ主要な道路のバリアフリー化を行い、マチとみなとをむすぶ安心快適な歩行者ネットワークの形成を図る。

図表6-1-1 市街地の整備改善のための事業の体系図

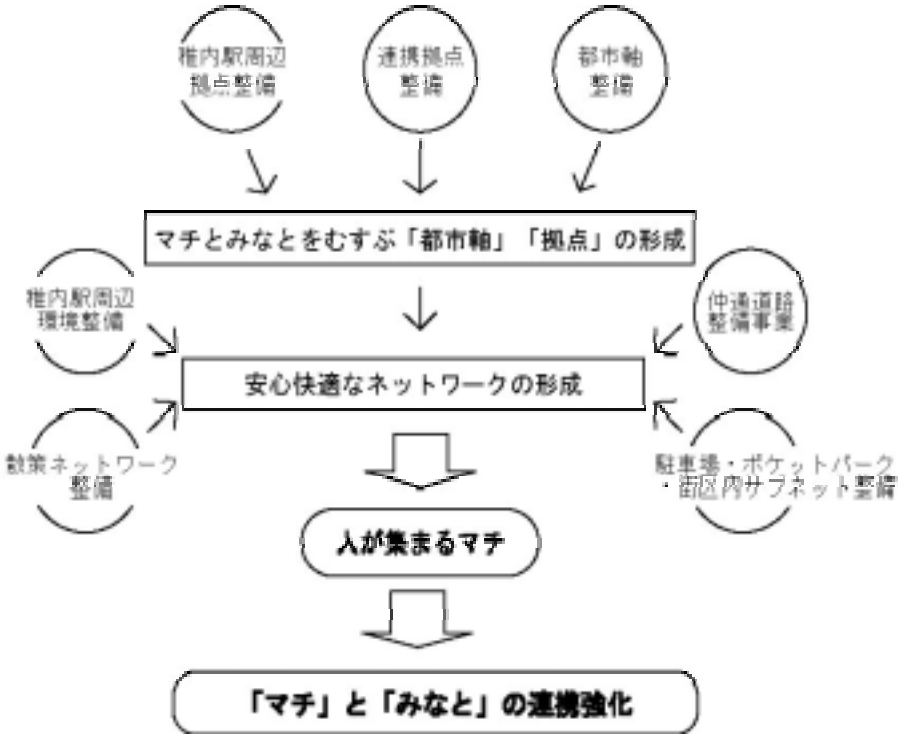

6－2　市街地の整備改善のための事業

事業時期については、2 年以内（平成 17 年度から 18 年度）を短期、5 年以内（平成 19 年度から 21 年度）を中期、これ以降（平成 22 年度から 27 年度）を長期と区分し、各事業の実施を図る。

（1）マチとみなとをむすぶ「都市軸」「拠点」の形成

①　稚内駅周辺拠点整備

①-1　交流施設整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	「マチ」と「みなと」を連携する交流拠点の形成
事業実施者	公共
事業概要	「複合交通ターミナル」のうち、交流施設の整備。 交通拠点施設（バスターミナル）、情報拠点施設（交通、観光、生活情報等）、交流拠点施設（交流広場、市民活動施設、２4時間開放トイレ等）、商業関連施設（商業関連団体、観光関連団体、TMO 等）、物販飲食施設　等。
実施時期	中期
備考	市街地再開発事業等

①-2　駅前広場整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	「マチ」と「みなと」を連携する交流拠点の形成
事業実施者	公共
事業概要	「複合交通ターミナル」のうち、駅前広場の整備。 バス、一般車、タクシーの一体的で安全な交通広場の拡充整備。 都市軸との連携を図り、駅前広場内に「マチ」と「みなと」へ連絡する豊かな歩行者空間を確保。
実施時期	中期
備考	

①-3　歩行者専用道路（広場）整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	「マチ」と「みなと」を連携する交流拠点の形成
事業実施者	公共
事業概要	「複合交通ターミナル」のうち、歩行者専用道路（仮称:さいはて広場）の整備。 都市軸形成のうち「みなと」への連携を担う空間整備。 「みなと」の水際動線と連携し、新フェリーターミナル・北ふ頭への歩行者動線の確保。 駅前広場と一体的な整備により「さいはて」ロマンを演出する空間整備。
実施時期	中期
備考	

①-4　駐車場整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	「マチ」と「みなと」を連携する交流拠点の形成
事業実施者	公共
事業概要	中心市街地に交通拠点としての機能（駐車場）を確保するとともに、北防波堤ドーム方向に向かうプロムナード空間を確保。
実施時期	中期
備考	

①-5　稚内駅舎・構内整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	最北の始発（終着）駅にふさわしい魅力ある駅舎等の整備
事業実施者	民間
事業概要	「複合交通ターミナル」のうち駅舎の整備。 交流施設と一体に整備することによる「マチ」と「みなと」の連携のための拠点の整備。 また、交通拠点の中核に位置づけられる施設として整備。
実施時期	中期
備考	

①-6　北浜通駅前交差点整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	安全な交差点への改良、歩行者環境の整備
事業実施者	公共
事業概要	付加車線の整備等。 駅前広場と一体的なバリアフリー歩道の整備。
実施時期	中期
備考	

①-7　国道40号駅前交差点整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	複合交通ターミナル整備に伴う歩道の一体的整備
事業実施者	公共
事業概要	旧駅前広場出入路に相当する部分の歩道の連続化整備。 北浜通交差点改良等。 複合交通ターミナルと一体的なバリアフリー、快適な歩行者空間整備。
実施時期	中期
備考	

①-8　街区道路整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	街区道路整備
事業実施者	公共
事業概要	複合交通ターミナル整備に伴う隣接街区の生活道路整備。
実施時期	中期
備考	

図表6-2-1　稚内駅周辺拠点整備

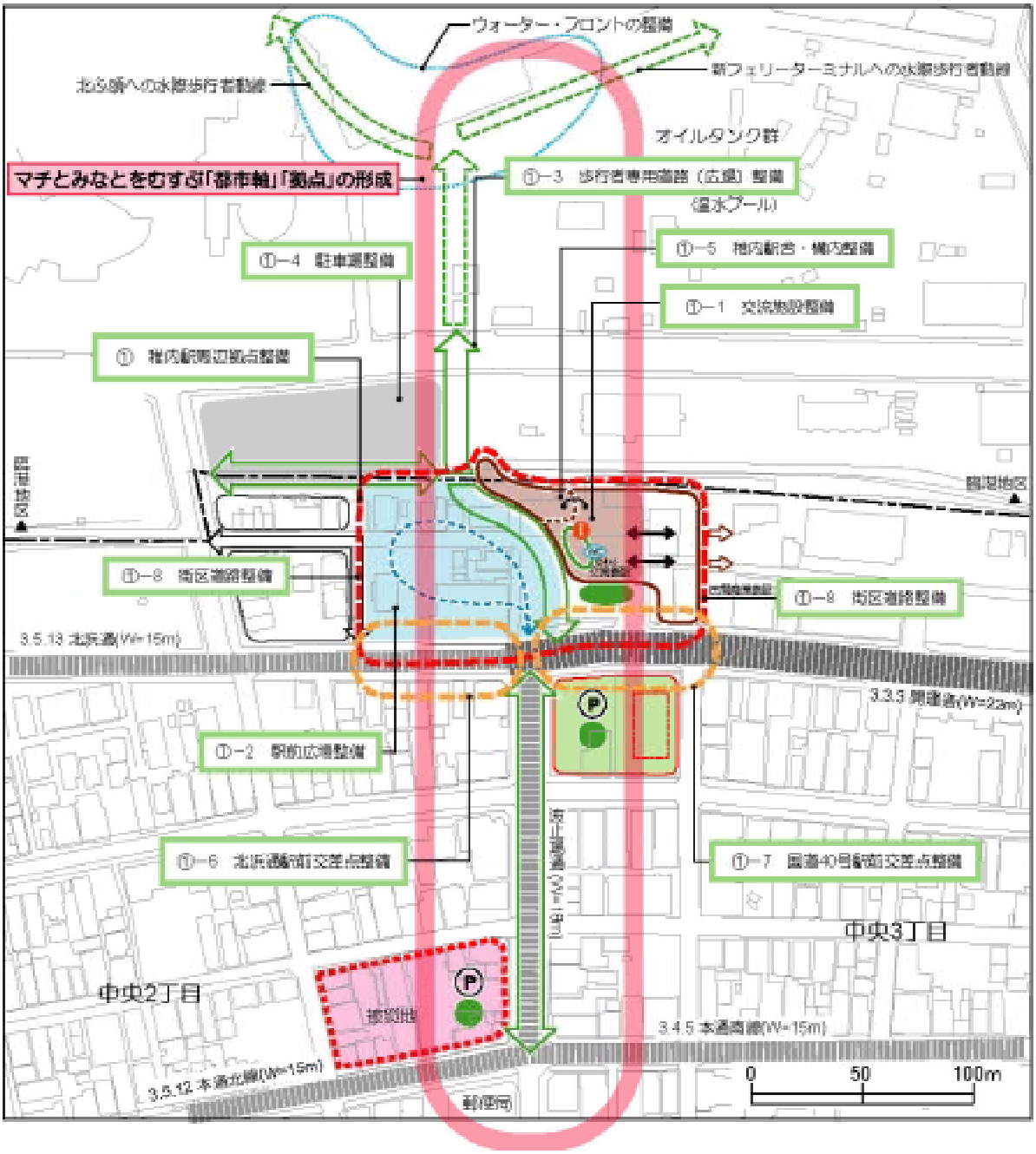

②　連携拠点整備

②-1 第一副港地区市街地再開発整備事業

位置及び区域	第一副港地区
事業主旨	連携拠点（都市観光拠点）の形成
事業実施者	民間（開発会社）
事業概要	宗谷・稚内における地産地消にこだわった市場空間の創出。サハリン情報の提供。歴史資料提示。石造倉庫の再生利用。イベント等の開催空間の導入。
実施時期	平成 16 年度～ 18 年度
備考	優良建築物等整備事業

②-2 国内・国際フェリーターミナル整備

位置及び区域	中央ふ頭地区
事業主旨	海の玄関口にふさわしい拠点整備
事業実施者	公共及び民間
事業概要	国内フェリーターミナル及び国際フェリーターミナルビルの整備。
実施時期	平成 18 年度～
備考	

②-3 稚内港港湾環境整備

位置及び区域	北ふ頭地区
事業主旨	市民及び観光客のための「憩い・交流空間」の形成
事業実施者	公共
事業概要	中心市街地活性化のための連携拠点として、イベント等に対応できるシンボル的緑地区間として整備。 また、中央ふ頭と北ふ頭を結ぶ海辺のネットワークの形成としてウォーターフロントの整備。
実施時期	中期
備考	港湾環境整備事業等

③　都市軸整備

③-1 稚内駅前通景観整備

位置及び区域	稚内駅前通
事業主旨	都市軸の形成、魅力的な街並み形成
事業実施者	公共
事業概要	道路事業等によるバリアフリー化。 まちづくり交付金によるグレードアップ。（歩道舗装、車止、照明、植栽、サイン等）
実施時期	中期
備考	道路事業・まちづくり交付金等

③-2 稚内駅前通街並形成

位置及び区域	稚内駅周辺地区（稚内駅前通を中心とする街区）
事業主旨	都市軸の形成、魅力的な街並み形成
事業実施者	民間
事業概要	セットバック空間のグレードアップ。
実施時期	中長期
備考	

（関連規制誘導手法）

③-3 地区計画の策定

※施設整備にあたっては、地区整備方針に基づき整備計画を策定。

（2）安心快適なネットワークの形成

④　稚内駅周辺環境整備

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	都市軸の形成、環境・景観のネットワーク形成
事業実施者	公共
事業概要	「複合交通ターミナル」の高質空間化。
実施時期	中期
備考	まちづくり交付金等

⑤　散策ネットワーク整備

位置及び区域	中心市街地（拠点～連携拠点） 国道～ 40 号線 道道～稚内港線・抜海港線･稚内天塩線 市道～北浜通･3 条通・5 条通・8 条通・港 1 条通
事業主旨	安心快適なネットワークの形成
事業実施者	公共
事業概要	道路事業等によるバリアフリー化。 まちづくり交付金等によるサイン整備等。
実施時期	中長期
備考	道路事業・まちづくり交付金等

⑥　仲通道路整備事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	安心快適なネットワークの形成
事業実施者	稚内市
事業概要	道路路盤改良、路面ブロック仕上げのグレードアップ。
実施時期	平成 16 年度～ 18 年度
備考	臨時地方道整備事業（地方特定道路）

⑦　駐車場・ポケットパーク・街区内サブネット整備

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	ネットワークの形成、快適環境の創出
事業実施者	未定
事業概要	駐車場、ポケットパーク、街区内の小径を一体的に整備。
実施時期	中長期
備考	

（関連整備メニュー）

⑧　散策ネットワークの整備（臨港地区内）

図表6-2-2　市街地の整備改善のための事業　事業構成イメージ

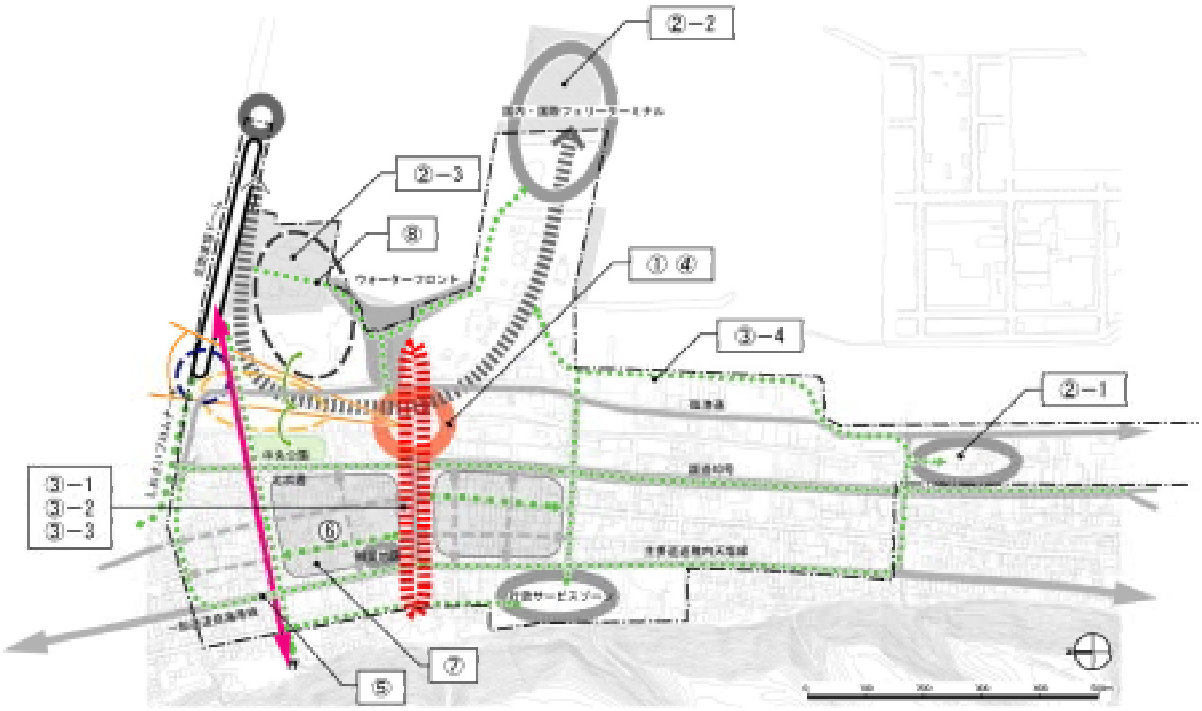

№	事業名称
① ①-1 ①-2 ①-3 ①-4 ①-5 ①-6 ①-7 ①-8	稚内駅周辺拠点整備 交流施設整備 駅前広場整備 歩行者専用道路（広場）整備 駐車場整備 稚内駅舎・構内整備 北浜通駅前交差点整備 国道 40 号駅前交差点整備 街区道路整備
② ②-1 ②-2 ②-3	連携拠点整備 第一副港地区市街地再開発整備事業 国内・国際フェリーターミナル整備 稚内港港湾環境整備
③ ③-1 ③-2 ③-3	都市軸整備 稚内駅前通景観整備 稚内駅前通街並形成 地区計画の策定
④	稚内駅周辺環境整備
⑤	散策ネットワーク整備
⑥	仲通道路整備事業
⑦	駐車場・ポケットパーク・街区内サブネット整備
⑧	散策ネットワークの整備（臨港地区内）

７．商業等の活性化のための事業に関する事項

７－１　商業等の活性化のための事業方針

商業等の活性化のための事業方針は一体的推進の目標を受け、以下のとおり設定する。

（１）魅力的な商業環境の形成

各個店を経営する商業者自らの創意工夫に加え、空き店舗の活用による憩い空間整備、再開発の活用による魅力ある商業空間の整備、各種ソフト事業を関係者が協力して実施することにより、中心市街地の魅力的な商業環境の形成を図る。

（２）快適な「まちなか居住」の形成

子育て世帯や高齢者に配慮した各種まちなか居住支援制度等の検討や、空き部屋等の住宅情報の提供を行い、利便性の高い中心市街地の魅力を活かすための「まちなか居住」推進策の強化を図る。

また、賑わいのある生活交流空間とするため、中心市街地に住む人を増やし、地域コミュニティの維持・回復を図るとともに、商業の活性化を図る。

（３）安心快適なネットワークの形成

市民や観光客が快適な散策を楽しむことができるよう、四季を通じ潤いと彩りのある安心快適なネットワークの形成を図る。

花で彩られた商店街やスノーキャンドルが連続する幻想的な景観などを、商店街や市民との協働体制でつくる。

（４）ロシア・サハリンとの交流促進

中心市街地は、利礼航路、サハリン航路を持つフェリーターミナルを含む「海が近い」位置にある。

海の楽しさを感じることのできるマチの形成、サハリンに最も近い都市ならではの特性を活かした異国情緒のあるマチとして、都市観光と連携のとれたマチの形成を図る。

（５）観光の推進

中心市街地は、宗谷、サハリン観光の拠点として多くの観光客が集まる街であるが、商店街などへの波及効果が薄い状況にある。地域の観光資源の有効活用、新たな観光資源の開発、地域情報の提供によるサービスの向上をとおし、商店街などにも多くの観光客が訪れるマチの形成を図る。

図表7-1-1　商業等の活性化のための事業の体系図

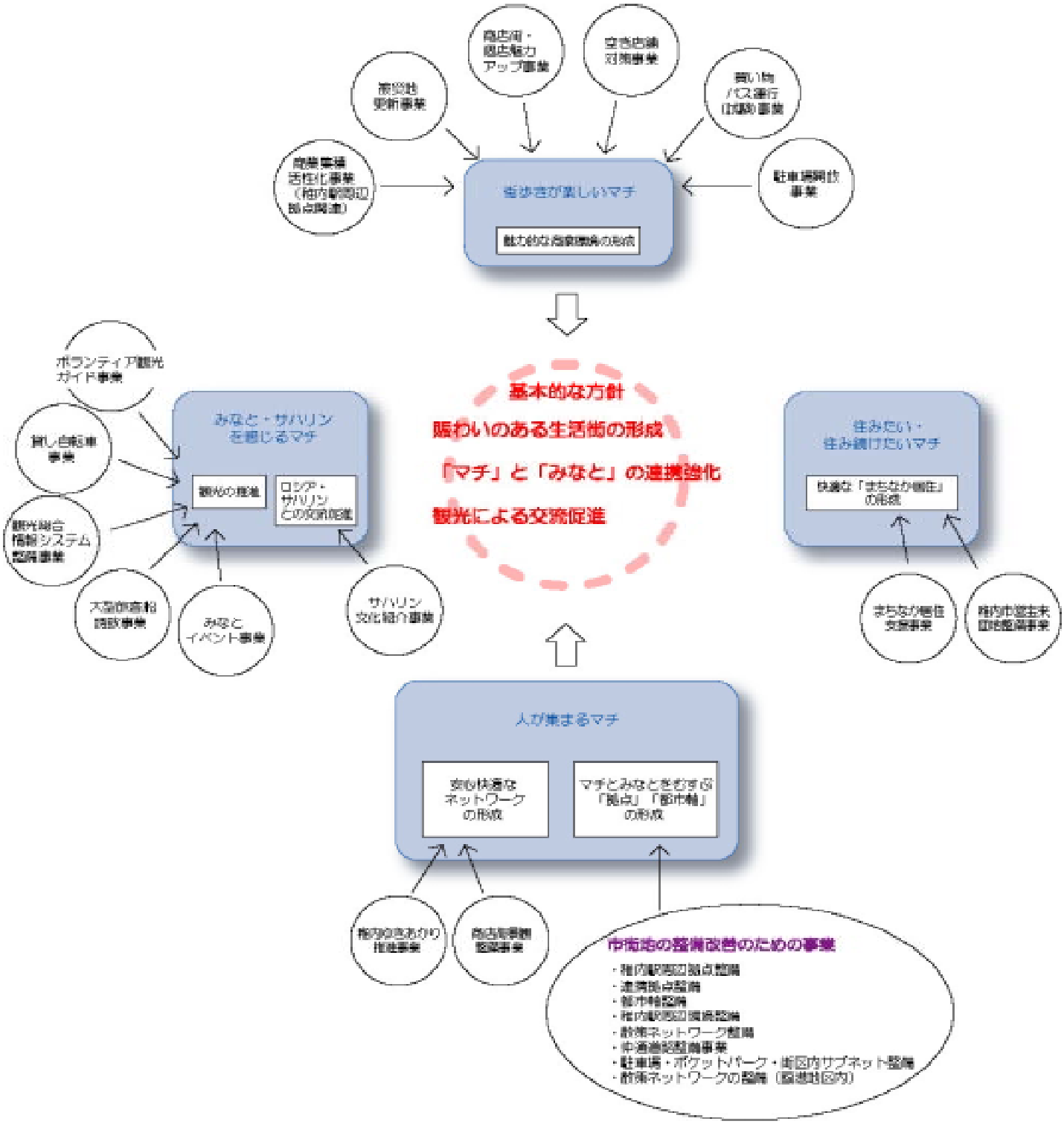

７－２　商業等の活性化のための事業

事業時期については、2 年以内（平成 17 年度から 18 年度）を短期、5 年以内（平成 19 年度から 21 年度）を中期、これ以降（平成 22 年度から 27 年度）を長期と区分し、各事業の実施を図る。

（１）魅力的な商業環境の形成

①　商業集積活性化事業

位置及び区域	稚内駅周辺地区
事業主旨	「マチ」と「みなと」を連携する交流拠点の形成
事業実施者	TMO
事業概要	「複合交通ターミナル」として整備される商業業務関連機能等商業集積に係わる施設を TMO が取得し、商店街の活性化を図る。
実施時期	平成 19 年度または 20 年度
備考	中小小売商業高度化事業（リノベーション事業）

②　被災地更新事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	魅力的な商業業務などの機能導入
事業実施者	民間
事業概要	民間活力活用による商業施設の設置。
実施時期	平成 16 年度～
備考	駅前商店街競争力強化事業（H15）では、商業業務機能、住居機能などを提案。

③　商店街・個店魅力アップ事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	商店街で自由に使える買い物カートの貸出しや、店舗のディスプレイの見直し等、各種事業の実施やその他ソフト事業の企画立案により、魅力ある店舗や最北の街を感じさせる統一感をもった商店街づくりを行い、商店街や個店の魅力アップを図る。
事業予定者	駅前商店街振興組合・中央商店街振興組合、TMO 等
事業概要	・店舗装飾事業　・最北の商店街プレート装飾事業 ・買い物カート貸出し事業　・各種企画立案事業
実施時期	平成 17 年度～
備考	商店街等活性化事業費補助金

④　空き店舗対策事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	テナントミックスに資する不足業種誘致検討等、空き店舗解消に向けた取り組みを実施する。また、各種のイベントを定期的に開催することにより、マチの活性化を図る。いつでも、誰でも、気軽に立ち寄ることのできるコミュニケーションの場の創出を図る。
事業予定者	駅前商店街振興組合・中央商店街振興組合、TMO
事業概要	・テナントミックスに資する不足業種誘致の検討等 ・ふれあい餅つき大会　・農家の主婦による旬の山菜販売 ・稚内の歴史写真展　・昔の遊び伝承事業 ・フリーマーケット　・無料休憩所
実施時期	平成 15 年度～
備考	商店街等活性化事業費補助金・中心市街地商業活性化推進事業（基金）

⑤　買い物バス運行（試験）事業

位置及び区域	駅前商店街・中央商店街～稚内市内郊外住宅地
事業主旨	中心市街地と郊外とを結ぶ循環バスを運行させることにより、中心市街地への利便性の向上を図る。
事業予定者	駅前商店街振興組合・中央商店街振興組合、TMO
事業概要	無料またはワンコインバスの運行。（地元バス会社に一定期間のみ委託）
実施時期	平成 15 年度～
備考	商店街等活性化事業費補助金

⑥　駐車場開放事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	中央地区の商店街周辺の公共施設等の駐車場を開放し、商店街利用の利便性向上を図る。また、各種のイベント会場としての活用を図る。
事業予定者	稚内市、TMO 等
事業概要	公共駐車場等の開放及び活用。
実施時期	平成 15 年度～
備考	

（２）快適な「まちなか居住」の形成

⑦　まちなか居住支援事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	子育て世代、高齢世代など多世代に安心・便利な住宅の整備、紹介を行い、マチの賑わいを図る。
事業予定者	稚内市、TMO、民間
事業概要	各種まちなか居住支援制度等の検討、公営住宅等・民間賃貸住宅の情報提供など。
実施時期	中長期
備考	

（関連整備メニュー）

⑧　稚内市営宝来団地整備事業

（3）安心快適なネットワークの形成

⑨　商店街景観整備事業

位置及び区域	駅前通、アーケード街等
事業主旨	街路樹及び花壇の緑化活動等による美しい街並景観の形成を図る。
事業予定者	中央地区を考える会、駅前商店街振興組合・中央商店街振興組合、TMO、市民
事業概要	花いっぱい運動、花壇整備等。
実施時期	平成 16 年度～
備考	地域政策総合補助金等

⑩　稚内ゆきあかり推進事業

位置及び区域	駅前通、アーケード街、稚内駅裏等
事業主旨	夜の中心市街地に、スノーキャンドルの灯りによる幻想的な空間を創りだし、魅力あるまちの形成を図る。
事業実施者	市民、駅前商店街振興組合・中央商店街振興組合、TMO
事業概要	イベント開催による賑わい空間の創出。
実施時期	平成 15 年度～
備考	地域政策総合補助金等

（4）ロシア・サハリンとの交流促進

⑪　サハリン文化紹介事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	稚内を訪れる観光客等にサハリンの民俗芸能や食文化等を紹介することにより、稚内の異国情緒・国際性をアピールし、新たな観光資源を発掘するとともに街の賑わいを図る。
事業予定者	観光協会、TMO
事業概要	サハリン関係のパネル写真、ロシア民謡等のパフォーマンス、複合交通ターミナル等でのピロシキ・ロシアンティー等の軽食販売。
実施時期	平成 12 年度～
備考	

（５）観光の推進

⑫　ボランティア観光ガイド事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	観光客へのきめ細かい観光情報提供
事業予定者	観光協会、TMO
事業概要	・マチの歴史・うまいものガイド（案内人）育成。 ・「案内マップ」作成。 ・市民が作る「うまいものマップ」作成など。
実施時期	平成 16 年度～
備考	

⑬　貸し自転車事業

位置及び区域	中心市街地
事業主旨	中心市街地及び親水空間として整備された前浜親水広場等への散策等、中心市街地の回遊性の向上を図る。
事業予定者	TMO、駅前商店街振興組合・中央商店街振興組合
事業概要	自転車の貸し出しによる散策・マチめぐり等。
実施時期	平成 16 年度～
備考	

⑭　観光総合情報システム整備事業

位置及び区域	複合交通ターミナル、第一副港、国際国内フェリーターミナル
事業主旨	観光客へのきめ細かい観光情報の総合的な提供
事業予定者	観光協会、民間、行政
事業概要	道路情報提供。（広域、地域） 観光情報提供等。（宿泊、観光地、飲食などのサービス）
実施時期	平成 16 年度～
備考	

⑮　大型旅客船誘致事業

位置及び区域	北ふ頭地区等
事業主旨	大型旅客船の寄港に伴う多くの観光客に、港と街に来ていただき、中心市街地の活性化を図る。
事業予定者	商工会議所、稚内市
事業概要	大型旅客船寄港の誘致活動。
実施時期	長期
備考	

⑯　みなとイベント事業

位置及び区域	北防波堤ドームなど臨港地区
事業主旨	みなとでの観光客、市民の賑わいの場を形成
事業予定者	民間、稚内市
事業概要	みなとふれあいコンサート、グルメ祭の開催。
実施時期	平成 15 年度～
備考	

図表7-2-1　商業等の活性化のための事業　事業構成イメージ図

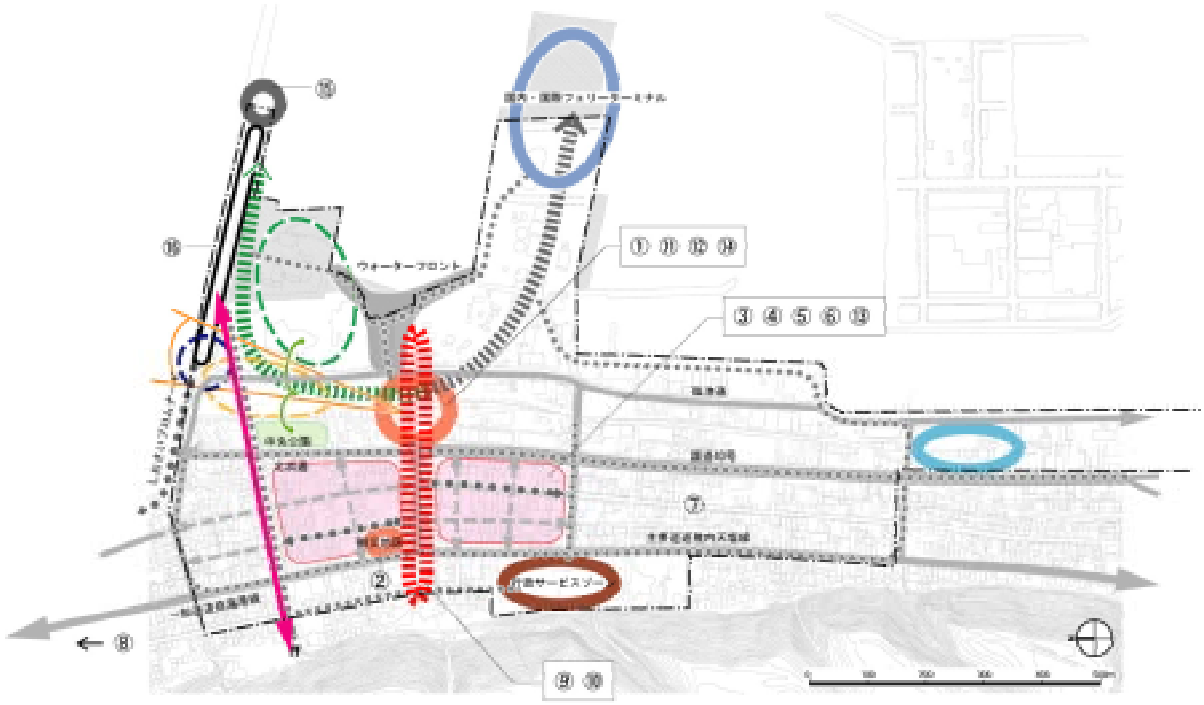

№	事業名称	№	事業名称
①	商業集積活性化事業	⑨	商店街景観整備事業
②	被災地更新事業	⑩	稚内ゆきあかり推進事業
③	商店街・個店魅力アップ事業	⑪	サハリン文化紹介事業
④	空き店舗対策事業	⑫	ボランティア観光ガイド事業
⑤	買い物バス運行(試験)事業	⑬	貸し自転車事業
⑥	駐車場開放事業	⑭	観光総合情報システム整備事業
⑦	まちなか居住支援事業	⑮	大型旅客船誘致事業
⑧	稚内市営宝来団地整備事業	⑯	みなとイベント事業

８．事業の一体的推進のために必要な事項

８－１　タウン・マネージメント機関の設定

（1）基本的な考え方

①　タウン・マネージメントの必要性

中心市街地の活性化のためには、施設整備などのいわゆる「ハード」事業と、市民や商業者などを主体とした「ソフト」事業を一体的に推進することが必要である。

そのためには、事業の主体が各々に行うのではなく、各事業を横断的、総合的に調整し、管理・運営する「TMO *(Town Management Organization：タウン･マネージメント機関)」が必要であり、稚内市においてはその設立を目指す。

＊ TMO(Town Management Organization)： TMO 構想を作成し、この構想について適当である旨の市町村の認定を受けた「認定構想推進事業者」のこと。商店街、行政、市民その他事業者等の地域を構成する様々な主体が参加し、広範な問題を抱えるまちの運営を横断的･総合的にプロデュースし、中心市街地の活性化と維持に主体的に取り組む機関。

②　稚内における TMO 設立の基本的な考え方

TMO での具体活動内容を想定すると P75 図表 8-1-1 のとおりであり、まちづくりの企画から各種事業の実施、調整など多岐にわたっている。いわば TMO は今後の中心市街地のまちづくりの要(かなめ)となるものである。

また TMO を維持していくためには、組織を支える事業、財源、人材の継続的な確保が必要である。

稚内における中心市街地活性化への取り組みは、まだまだ初動期の段階であり、TMO が担う事業はソフト事業中心の収益性が低いものと想定される。

従って、稚内における TMO は、今まで進めている各種事業のノウハウを活かしつつ、徐々に発展させていく成長型の組織を目指す。

図表8-1-1　TMO が行う具体活動例

項目	具体事例
企画立案・現況調査	中心市街地の状況把握（中心市街地マップ作成） 市民意向把握（アンケート、ヒアリング調査等） 商業者意向把握（同上） 事業、イベントなどの企画立案
検討・調整	中心市街地活性化基本計画を受け具体的な事業の検討 事業実現に向けた働きかけ 効果的な事業手法検討
各種事業の実施	商店街などとの共同事業、自主事業 ・商業集積活性化事業 ・商店街・個店魅力アップ事業 ・空き店舗対策事業 ・買い物バス運行（試験）事業 ・まちなか居住支援事業 ・商店街景観整備事業 ・稚内ゆきあかり推進事業 ・サハリン文化紹介事業 ・ボランティア観光ガイド事業 ・貸し自転車事業　等
他団体への支援	中心市街地における他団体の活動に対するノウハウ提供等
市民等へのＰＲ活動	インターネットによる情報提供 かわら版の作成

③　稚内の TMO の担い手

TMO の担い手になれるものは、P76 図表 8-1-2 に示すとおりである。

また、現在まで稚内市において検討されてきた TMO の組織イメージは、P76 図表 8-1-3 のとおりであり、従前から商業調整的機能を果たしてきた商工会議所組織内に設置する場合と、第 3 セクターの特定会社に区分される。

稚内における TMO の担い手は、先に示したとおり「今まで進めている各種事業のノウハウを生かしつつ、徐々に発展させていく成長型の組織を目指す。」としていることから、商業者の代表として商業活動をリードしてきた商工会議所が、TMO を担っていくことが望ましいと考える。

ただし、今後、収益事業等の本格稼動などにより、特定会社での運営が必要になった場合等には、TMO のあり方や担う組織についての検討を行うこととする。

また、市民、商店街、企業、行政等の各機関における情報や意見交換等を目的とした協議･検討の機能や組織の設置等も必要と考える。

図表8-1-2　TMO 組織の担い手について

TMO になれるものは、以下に示す 4 者である。
①商工会
②商工会議所
③ 3 セク特定会社（中小企業者が出資している会社であって、大企業者の出資割合が 1 ／ 2 未満であり、かつ、地方公共団体が発行済株式の総数又は出資金額の 3 %以上を所有又は出資している会社）
④ 3 セク財団法人（基本財産額の 3 %以上を地方公共団体が拠出している財団法人）

資料：TMO マニュアルＱ＆Ａ　平成 13 年 9 月 中小企業庁

※「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律施行令」の改正により、一定の要件を満たすＮＰＯ法人及び社団法人のＴＭＯへの参画が可能になった。
（公布：平成 16 年 10 月 27 日　施行：平成 17 年 4 月 1 日）

図表8-1-3　稚内 TMO の組織イメージ

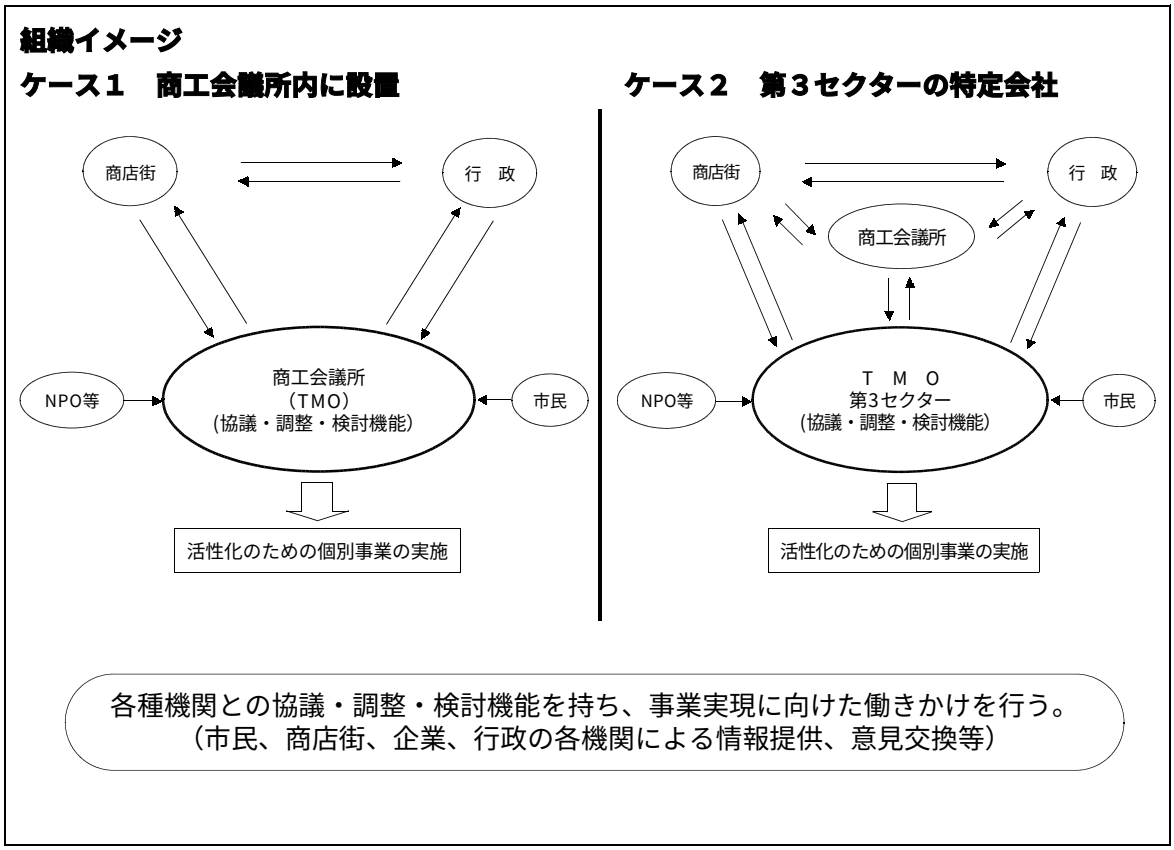

８－２　実現に向けたステップ

本計画の実現にむけたステップは以下のとおりである。

空き店舗対策事業など、現在、事業が進められているものについては、積極的に取り組みを継承・発展させ、各種事業の総合的及び一体的な推進を図る。

また、TMO 組織は各種事業の企画立案・管理運営機関として重要な役割を持つことから、その実現性の検討、運営計画立案のために、平成 16 年度 TMO 構想（素案）を策定し、平成 17 年度以降の TMO 設立を目指す。

図表8-2-1　今後のステップ

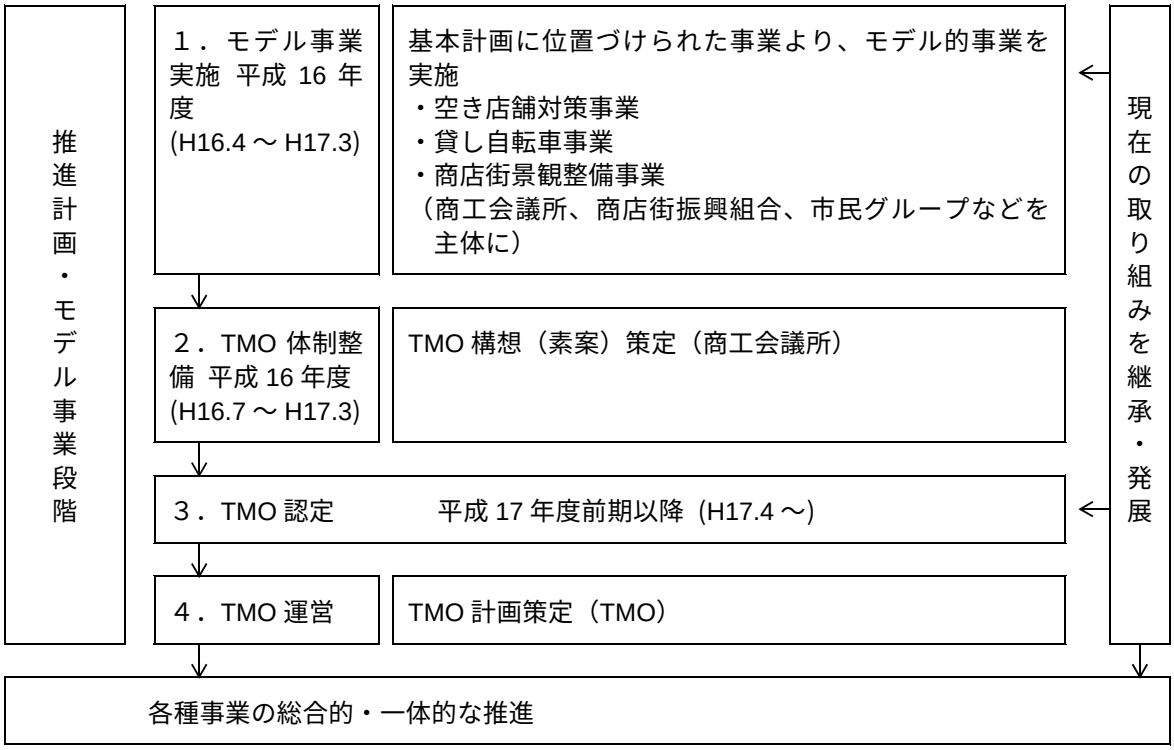

※継続事業(H15 ～): ・空き店舗対策事業・買い物バス運行(試験)事業　・稚内ゆきあかり推進事業
・駐車場開放事業　・みなとイベント事業　など

資　　料　　編

○稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　稚内市の中心市街地の活性化に向けて、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成１０年６月３日法律第９２号）に基づき、活力と賑わいのある中心市街地とするために必要な基本計画を策定するに当たっての意見を求めるため、稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）　基本計画の基本方針に関すること。

（２）　基本計画の区域設定に関すること。

（３）　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進の目標に関すること。

（４）　市街地の整備改善のための事業に関すること。

（５）　商業等の活性化のための事業に関すること。

（６）　その他、基本計画の策定に関すること。

（組織）

第３条　委員会は次に掲げる者により構成する。

（１）　学識経験者

（２）　産業界

（３）　市民団体

（４）　関係行政機関

２　委員会には、必要な者をオブザーバーとして参加させることができる。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は平成１６年３月末までとする。

（役員）

第５条　委員会に委員長１名及び副委員長２名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

（委員長の職務）

第６条　委員長は委員会を総括し、委員会の議長となる。

（委員会の開催）

第７条　委員会は委員長が招集する。

（事務局）

第８条　委員会の事務局は、稚内市経済部都市再生対策室内に置く。

（その他）

第９条　この要綱に定めるほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附　則

この要綱は平成１５年８月７日より施行する。

○稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員名簿

役　員	団　　体　　名	職　　名	氏　名	備　考
委員長	稚内市	助役	川上　憲雄	
副委員長	稚内商工会議所	地域振興委員長	今村　光壹	
副委員長	（株）北洋銀行稚内支店	支店長	渡辺　敏郎	
委員	稚内中央商店街振興組合	常務理事	船山　仁	
	稚内駅前商店街振興組合	理事長	後藤　耕一	
	稚内市仲通り振興会	会長	田渕　邦治	
	協同組合日専連稚内	事務局長	土屋　次雄	
	ＮＣ稚内会	会長	芳賀　康高	
	稚内市料理飲食店組合	副組合長	河部　美音	
	稚内観光協会青年部	理事	秋元　哲哉	
	稚内ホテル旅館業組合	理事	岡部　和子	
	稚内旅館民宿組合	会計	戸田　繁	
	稚内観光物産協会	会長	佐賀　雄策	
	宗谷観光物産協会	事務局長	川村　陽	
	（株）北海道銀行稚内支店	支店長	田中　昭義	
	（株）札幌銀行稚内支店	支店長	仲　恭司	
	稚内信用金庫	常勤理事	増田　雅俊	
	稚内漁業協同組合	専務理事	田村　宏一	
	稚内農業協同組合	参事	小笠原　照美	
	稚内機船漁業協同組合	専務理事	山口　義昭	
	南一町内会	幹事長	川路　進一	
	中央町内会	会長	出村　勝信	
	北一町内会	会長	松田　仁	
	北二町内会	総務部長	松野　治	
	北三町内会	会計	三浦　正貴	
	稚内中央２・３地区再開発協議会	会長	相沢　誠吾	
	稚内消費者協会	副会長	綿貫　三枝	
	市民公募		中村　志津夫	
	市民公募		佐藤　順子	
	市民公募		早坂　久美子	
	稚内開発建設部	地域振興対策官	吉田　義明	
	稚内土木現業所	企画調整室長	高橋　邦明	
	宗谷支庁経済部	商工労働観光課長	小町　信哉	
	宗谷支庁経済部	建設指導課長	市来　彰彦	
	稚内市	経済部長	工藤　廣	
	稚内北星学園大学	教授	佐々木　政憲	
アドバイザー	北海道大学工学研究科	助教授	瀬戸口　剛	
事務局	稚内商工会議所	事務局長	安斉　昭	
	稚内商工会議所	相談課長	秋元　卓也	
	稚内市経済部	参事	就鳥　敬壱	
	稚内市経済部都市再生対策室	室長	吉川　利明	
	稚内市経済部都市再生対策室	計画係長	渡辺　公仁人	
	稚内市経済部都市再生対策室	推進係長	長浜　光弘	
	稚内市経済部都市再生対策室	主任	中村　清司	
	稚内市経済部都市再生対策室	主事補	今井　佳菜	

○稚内市中心市街地活性化基本計画策定委員会　活動状況

【委　員　会】

第１回　　平成１５年　８月　７日（木）　市役所　正庁

第２回　　平成１５年１０月　９日（木）　市役所　正庁

第３回　　平成１５年１０月２２日（水）　市役所　正庁

第４回　　平成１５年１１月１９日（水）　市役所　正庁

第５回　　平成１６年　１月２１日（水）　市役所　正庁

第６回　　平成１６年　３月　３日（水）　文化センター　小ホール

【先進地視察】

道　内　　平成１５年１１月１３日（木）～平成１５年１１月１５日（土）

紋別市・美幌町

委員　２名　　商店街振興組合　２名　　市　３名（運転手１名含む）

道　外　　平成１５年１１月２０日（木）～平成１５年１１月２３日（日）

滋賀県長浜市・徳島県徳島市・香川県高松市

委員　１名　　商店街振興組合　２名　　市　１名

【セミナー等】

都市再生懇話会　　平成１５年１１月　１日（土）　市役所　正庁

中心市街地活性化懇話会　平成１５年１１月　２日（日）　文化センター　美術室

都市再生セミナー　　平成１６年　３月２８日（日）　文化センター　小ホール

稚内市中心市街地活性化基本計画

発行　　平成 17 年 2 月
編集・発行　稚内市経済部都市再生対策室
稚内市中央 3 丁目 13-15
TEL　0162-23-6161
FAX　0162-23-7999
ホームページ　http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/